

# 会社法・信託法・経営承継円滑化法・ 新事業承継税制を利用した事業承継

—現行法下で可能な親族内事業承継スキームの鳥瞰—

米 田 保 晴

目次

- I. はじめに
- II. 法定相続の場合
- III. 信託を用いない方法
  - 1. オーナー死亡時の事業承継：遺贈
    - (1) 遺贈とは
    - (2) 遺贈における遺留分対策
      - ㊦ 遺留分とは何か
      - ㊧ 遺留分の算定方法
      - ㊨ 減殺の方法・効果
      - ㊩ 経営承継円滑化法による除外合意
    - (3) 遺贈における相続税対策
      - ㊦ 相続税の課税方法
      - ㊧ 非上場株式等相続税納税猶予制度
  - 2. オーナー生前時の事業承継：生前贈与
    - (1) 生前贈与の特徴
    - (2) 生前贈与における遺留分対策
      - ㊦ 生前贈与された財産の価値評価
      - ㊧ 経営承継円滑化法による除外合意
      - ㊨ 経営承継円滑化法による固定合意
    - (3) 生前贈与における贈与税対策

- (ア) 通常の場合の贈与税（暦年課税）
- (イ) 相続時精算課税制度
- (ウ) 非上場株式等贈与税納税猶予制度

#### Ⅳ. 信託を用いる方法その１：遺言代用信託と他益信託

##### 1. オーナー死亡時の事業承継：遺言代用信託による自社株式信託スキーム

###### (1) 遺言代用信託非分離型スキーム

- (ア) 遺言代用信託とは
- (イ) 遺言代用信託非分離型スキームの内容
- (ウ) 遺言代用信託非分離型スキームの長所・短所
- (エ) 遺言代用信託非分離型スキームにおける遺留分問題
- (オ) 遺言代用信託非分離型スキームにおける相続税問題

###### (2) 遺言代用信託分離型スキーム

- (ア) 遺言代用信託分離型スキームの内容
- (イ) 遺言代用信託分離型スキームにおける遺留分問題
- (ウ) 遺言代用信託分離型スキームにおける相続税問題

###### (3) 信託財産の税法上の評価方法

##### 2. オーナー生前時の事業承継：他益信託による自社株式信託スキーム

###### (1) 他益信託非分離型スキーム

- (ア) 他益信託とは
- (イ) 他益信託非分離型スキームの内容
- (ウ) 他益信託非分離型スキームにおける遺留分問題
- (エ) 他益信託非分離型スキームにおける贈与税問題

###### (2) 他益信託分離型スキーム

- (ア) 他益信託分離型スキームの内容
- (イ) 他益信託分離型スキームにおける遺留分問題
- (ウ) 他益信託分離型スキームにおける贈与税問題

#### Ⅴ. 信託を用いる方法その２：後継ぎ遺贈型受益者連続信託

1. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用するスキーム
  2. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託スキームにおける課税評価
- VI. 信託を用いる方法その3：事業信託
1. 遺言代用信託・他益信託による自社株式信託スキームの限界
  2. 事業信託とは
  3. 事業信託スキームの内容
  4. 事業信託における課税問題
- VII. 会社法の株式に関する規定を利用する方法
1. 種類株式の利用
    - (1) 議決権制限株式の発行
    - (2) 拒否権付株式（いわゆる黄金株）の発行
  2. 議決権の属人的取扱い
  3. 相続人による売渡強制条項の定款の定め
- VIII. 経営承継円滑化法に基づく金融支援
1. 概要
  2. 認定の要件
  3. 認定の手続き
- IX. おわりに

### I. はじめに

平成18年5月1日の会社法（平成17年7月26日法律第86号）施行，平成19年9月30日の信託法（平成18年12月15日法律第108号）施行，平成21年3月1日の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）（平成20年5月16日法律第33号，法律自体は平成20年10月1日に施行）の民法の特例に関する規定の部分の施行，平成21年4月1日の新事業承継税制（中小企業非上場株式等に係る相続税・贈与税納税猶予制度）施行により，中小企業の事業承継を巡る法律環境がここ数年で大きく変化した。

本稿は、この新しい法律環境の下で、中小企業のオーナーが、自らの親族に事業を承継する場合（以下「親族内事業承継」<sup>(1)</sup> という。）にどのようなスキームが可能か、またそれぞれのスキームの長所・短所はなにか、さらに今後解決すべき課題は何かを鳥瞰することを目的としている。

最初に概要を表にすると次のとおりである。

第1表 現行法下で可能な親族内事業承継の概要

オーナー死亡時の事業承継	法定相続	信託を用いない方法		信託を用いる方法		
		遺贈	遺言代用信託			
			非分離型*	分離型*		
遺留分対策	不要	除外合意	同左(類推適用)	同左(類推適用)		
相続税対策	通常の課税 相続税納税猶予制度	通常の課税	通常の課税	通常の課税	通常の課税	
		相続税納税猶予制度	適用不可	適用不可		
資金繰対策	金融支援制度	金融支援制度	適用不可	適用不可		
オーナー生前時の事業承継		生前贈与		他益信託		事業信託
				非分離型*	分離型*	
遺留分対策		除外合意 および 固定合意	同左(類推適用)	同左(類推適用)	同左(類推適用)	
贈与税対策		暦年課税 または 相続時精算課税	暦年課税 または 相続時精算課税	暦年課税 または 相続時精算課税	暦年課税 または 相続時精算課税	
		贈与税納税猶予制度	適用不可	適用不可	適用不可	
資金繰対策		金融支援制度	適用不可	適用不可	適用不可	
後継ぎ遺贈型受益者連続信託*						

\* 遺言代用信託（非分離型・分離型）、他益信託（非分離型・分離型）の各スキームにおいて後継ぎ遺贈型受益者連続信託を組み合わせることが可能。

\*\* 信託を用いない方法として、上記の他、会社法の株式に関する規定を利用する方法もある。

\*\*\* 除外合意・固定合意が信託を用いる方法に類推適用可能とするのは私見に基づく。

説明の便宜のために、次の単純化した事例を想定し、以下の各ケースでの前提とする。

〔事例<sup>(2)</sup>〕

現経営者のA（70才）は、40年前に事業を個人で開業した。その後、事業が発展したので10年前にAは事業を法人化して株式会社（甲社）とし、Aが代表取締役社長となって現在に至っている。現在では甲社は、従業員15名程度の規模になっている。

Aの妻は既に亡くなり、子供は、長男B（40才）と次男C（35才）の二人がいる。Aはすでに後継者を長男のBと決めており、Bは現在甲社の代

表権のない取締役である。次男Cは、家を出て大企業に勤めており、めったに戻ってこない。

Aの現時点での個人資産は、甲社株式の全部（100%）と事業用地があるのみである。

## II. 法定相続の場合

### 〔ケース1〕

Aは、突然脳卒中で倒れ、そのまま息を引き取った。Aの死亡時において、甲社の総株式の価値は2億円、事業用地の価値は1億円であった。

Aがこのまま何の対策もとらないうちに亡くなると、民法の法定相続の規定に従って、Aの所有していた甲社株式および事業用地は、Bが2分の1、Cが2分の1を相続する（民887条1項・900条4号）<sup>(3)</sup>。

まず、Aの死亡により、A保有の甲社株式は、相続人B、C、が各人の相続分（B、Cともに1/2）に応じて準共有する（民898条・899条・264条）。ここで、B、C間の遺産分割協議により、Cの準共有持分をBに集中させる旨の合意ができれば問題はない（民907条1項）。しかし、合意ができない場合は、株式の準共有者は、株主としての権利行使者1人を定めて会社に通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない（会社106条）ため、B・C間で権利行使者の合意ができないと、Bは、甲社に対する株主としての権利行使に窮してしまう。したがって、B・C間で後継者争いが生じたり、BがCから甲社株式持分を買い取るための資金を持ち合わせているか、借入れる<sup>(4)</sup>ことができなかつたりして、合意ができず株式の準共有状態が継続したり、B・Cが甲社株式のそれぞれ50%を保有する旨の合意しかなかった場合には、会社経営に関する意思形成がスムーズにいかず、経営が弱体化してしまう危険がある<sup>(5)</sup>。

また、事業用地のような不動産は、相続の開始により相続人の共有状態となる。共有物に変更を加えるには、原則として他の共有者の同意を要する

(民251条)ので、例えば、会社経営上、事業用地を売却したり担保権を設定したりする必要が生じて、B・Cの意見が一致しないとBは身動きがとれない。また、共有物分割の協議が整わないときは裁判所に分割を請求することになる(民258条1項)が、共有物を分割することができないとき、または分割によってその価値を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所によって競売が命じられ(民258条2項)、事業用地を失ってしまうという危険がある<sup>(6)</sup>。

これらの事態を回避するためには、現経営者に発言力や決定権があるうちに後継者を決定し教育するとともに、後継者に、自社株式および事業用資産を集中させるということが重要である。したがって、事業承継を円滑に進め、会社経営を安定させるためには、早い時期から将来の事業承継に備えた綿密な計画(事業承継計画)をたて、遺言の作成、生前贈与、信託の利用、遺留分対策、相続税・贈与税対策、会社法の株式に関する規定の利用、納税資金や自社株式・事業用資産買取資金の資金繰対策等、様々な手段の活用によって、事業承継対策を講じておく必要がある<sup>(7)</sup>。

なお、事業承継計画を一覧表にした事業承継計画書(事業継承計画表)の作成は、事業承継の進捗状況の確認や関係者の認識の共通化のために有用である。さらに、事業承継計画書は、中小企業非上場株式等相続税・贈与税納税猶予制度(下記Ⅲ.1.(3)(イ)およびⅢ.2.(3)(ウ)参照)の適用を受けるために必要な、事業承継の計画的な取組が行われていることについての経済産業大臣の確認を受ける際にも役立つ(措法70条の7第1項・2項1号・4号、70条の7の2第1項・2項第1号・4号、経営承継12条1項1号、経営承継規6条1項7号ト(4)・8号ト(5)、経営承継15条1項、経営承継規16条1項・15条5号)(下記Ⅲ.1.(3)(イ)(B)(a)⑤参照)<sup>(8)</sup>。

### Ⅲ. 信託を用いない方法

#### 1. オーナー死亡時の事業承継：遺贈

[ケース2-1]

Aは、70歳になった機会に、甲社株式および事業用地をすべてBに相続させる旨の遺言書を作成し、遺言による相続をすることにした。事業承継のための遺言書の方式としては公正証書遺言が適当であるとの弁護士のアドバイスに従い、公正証書遺言をした。

その後Aの死亡時（相続発生時）において、甲社の総株式の価値は2億円、事業用地の価値は1億円であった。また、Aの死亡時において、Aには、甲社株式および事業用地以外の財産はなかった。

### (1) 遺贈とは

法定相続から生じる諸問題への対策の1つとして、まず、遺贈（民964条）によって、承継対象会社の株式および事業用資産を後継者に集中させるという方法が考えられる。遺贈とは、遺言によって財産を他人に無償で与える行為をいう（民964条）。

通常の遺言の方式としては、民法は、①公正証書遺言（民969条）、②自筆証書遺言（民968条）、③秘密証書遺言（民970条）の方法を定めているが、事業承継の場合においては、公証人が遺言者の意思を確認して作成するため遺言が無効であると争われる可能性が比較的少なく、また検認手続（家事審判規則122条—124条）を必要としない公正証書遺言によるのが望ましい<sup>(9)</sup>。

### (2) 遺贈における遺留分対策

#### (ア) 遺留分とは何か

民法は、生前贈与または遺贈による財産処分を認めながらも、遺族の生活の安定や遺族間の公平に対する配慮から、遺留分制度を設けて、一定の範囲の相続人（配偶者・直系卑属・直系尊属）に一定の限度の相続権を保証している（民964条但書、1028条）。この一定限度の相続権を遺留分という<sup>(10)</sup>。

#### (イ) 遺留分の算定方法

遺留分の額は、直系尊属のみが相続人のときは被相続人の財産の3

分の1，その他の場合は，被相続人の財産の2分の1とされている（民1028条）。

民法第1028条は，相続人（遺留分権利者）全員の総体的遺留分率を規定したものであり，民法第1044条で民法第900条・第901条が準用される結果，各遺留分権利者の個別的遺留分率は，以下のように計算される。

$$\text{個別的遺留分率} = \text{総体的遺留分率} \times \text{法定相続分率}^{(11)}$$

例えば，〔ケース2-1〕において，嫡出子2人のみが相続人であるから，総体的遺留分率は $1/2$ であり（民1028条2号），Cの法定相続分率は $1/2$ である（民法900条4号）から，Cの個別的遺留分は， $1/2 \times 1/2 = 1/4$ となる。

また，遺留分算定の基礎となる被相続人の財産（基礎財産）は，被相続人が相続開始の時に有した財産（相続開始時の財産）の価額に，その贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して算定する（民1029条）。ただし，贈与については，特別受益となる贈与（民903条1項）とそれ以外の一般贈与とで扱いが異なる<sup>(12)</sup>。

一般贈与については，相続開始前1年間になされたものはすべて算入の対象とされるほか，当事者双方が遺留分権者に損害を加えることを知っていた場合には，その以前のものも算入の対象とされる（民1030条）。

一方，民法第1044条が民法第903条を準用しているため，相続人に対する特別受益となる贈与はすべて算入の対象となり，民法第1030条は適用されない。たとえ持ち戻し免除の意思表示がある贈与であっても，遺留分に関する規定に反することはできないため（民903条3項），算入の対象とされる<sup>(13)</sup>。ここで，特別受益とは，相続人が被相続人から「遺贈を受け，又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた」財産をいう（民903条1項）<sup>(14)</sup>。

以上より，以下の等式がなりたつ。



基礎財産＝相続開始時の財産＋民法1030条の贈与＋特別受益となる  
贈与－債務

なお、もし慰留分権利者が被相続人より何らかの特別受益や遺贈を受けていた場合、遺留分額（基礎財産×個別的遺留分率）からその純取り分額を引いた差額が慰留分侵害額となり、それを保全するのに必要な限度で慰留分減殺請求権が認められる<sup>(15)</sup>。

〔ケース2-1〕において、AはBに甲社株式と事業用地を遺贈しており、遺贈の対象となる財産はすべて、相続開始時の財産に含まれているので、

基礎財産＝相続開始時の財産＋贈与(0)＋特別受益(0)－債務(0)  
＝甲社株式（2億円）＋事業用地（1億円）  
＝3億円となる。

Cの個別的遺留分率は1/4であるから、

Cの遺留分＝3億円×1/4＝7500万円

となる。AからCへの特別受益や遺贈はないから、Cは、Bに対して7500万円の慰留分減殺請求をすることができる（民1031条）。

#### (v) 減殺の方法・効果

まず、民法第903条の特別受益として算入の対象とされる贈与はすべて減殺の対象とされるかについて、判例は、民法第1030条の要件を満たさないものであっても、原則として減殺の対象とし、例外的に「相続開始よりも相当以前になされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続などの関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき、減殺請求を認めることが右相続人に酷であるなどの特段の事情」があるときは減殺の対象にならないとしている<sup>(16)</sup>。

減殺の対象が複数の場合、遺贈をまず減殺し、遺贈を全額減殺しても足りないときに贈与を減殺する（民1033条）。複数の贈与がある場合、「後の贈与」（相続開始時に近い時期の贈与）から順次「前の贈与」へと減殺していく（民1035条）。また、複数の遺贈がある場合、

遺贈者に別段の意思表示がない限り、遺贈の目的物の全体についてそれぞれの割合に応じて減殺される（民法1034条）。受遺者が複数の目的物を遺贈された場合、受遺者は価額による弁償についての選択権は有するが（民1041条）、減殺対象についての選択権はない<sup>(17)</sup>。受遺者が価額による弁償をする場合、判例は、全部包括遺贈に対する減殺請求がなされたときに、全部包括遺贈の目的となった各財産のうち受遺者の側で選択した一部にのみ価額による弁償をして返還債務を免れることを認めている<sup>(18)</sup>。

減殺請求権の性質について、判例は「遺留分減殺請求権は形成権であって、その行使により贈与又は遺贈は慰留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得した権利は右の限度で当然に遺留分権利者に帰属する」として<sup>(19)</sup>、形成権＝物権的效果説をとっており、それを支持する見解が通説である<sup>(20)</sup>。

特定物を目的とする遺贈や贈与に対する減殺請求がなされた場合、判例・通説の形成権＝物権的效果説では、請求権者に直ちに物権的效果が帰属することになる。遺贈や贈与の全額が減殺されたときは減殺請求権者の単独所有になり、一部の額が減殺されたときは相手方（受贈者または受遺者）との物権法上の共有状態になる<sup>(21)</sup>。

減殺請求の結果請求者の単独所有になった場合、相手方は、目的物の返還義務を負うが、価額による弁償をすれば返還義務を免れることができる（民1041条）。減殺の結果物権法上の共有となった場合については規定がないが、相手方は価額による弁償をすることで遺留分請求権者との共有状態を解消することができると解される<sup>(22)</sup>。

なお、遺留分の事前放棄の制度（民1043条）があるが、事業承継においてはこれまでほとんど利用されていない。それは、遺留分を放棄する非後継者推定相続人が、個別に自分で家庭裁判所に遺留分放棄許可の申立てをして許可を受けなければならないこと（民法1043条1項、家事審判法9条1項甲類39号）、また、共同相続人の1人のした慰留

分の放棄は他の各共同相続人に影響を及ぼさないため（民1043条2項）非後継者推定相続人が複数の場合には全員慰留分放棄をする必要があるが、家庭裁判所が全員について同じ許可または不許可の判断をする保証がないことによるといわれている<sup>(23)</sup>。

〔ケース2-1〕において、CがBに対して遺留分減殺請求を行った場合、BがCに対して7500万円を支払うための現金を持ち合わせているか、7500万円を借り入れて<sup>(24)</sup>Cに支払うことができる場合には、Bは、Cに7500万円を払って減殺を免れることができる（民1041条）。

しかし、Bが価額による弁償をすることができない場合、Cが7500万円の遺留分減殺請求をすることによって、遺贈者Aの別段の意思表示がない限り、遺贈の目的物である甲社株式（2億円）と事業用地（1億円）はそれぞれの価額の割合（2億円：1億円）に応じて減殺され（民1034条）、Cは、甲社株式について5000万円分の準共有持分（25%）を有し、事業用地について2500万円分の共有持分（25%）を有することになる。

遺贈者Aが、事業用地の共有状態を避けるため、減殺を株式のみについて行う旨の意思表示を遺言において行っていた場合には、Cは、事業用地は共有しないが、甲社株式の7500万円分の準共有持分（37.5%）を有することになる。遺産分割により株式をそれぞれの準共有持分の割合に分割して保有することにした場合、Bは議決権の3分の2以上を有しないので、甲社の経営に関し、定款の変更、事業再編等、株主総会の特別決議（会社309条2項）を要する事項については、株主総会においてCの合意を得ない限り実行できないことになる。

(二) 経営承継円滑化法による除外合意

(A) 経営承継円滑化法の3本柱<sup>(25)</sup>

経営承継円滑化法は、①民法の遺留分に関する特例、②相続税・贈与税の納税猶予措置、③金融支援の3本柱から構成されている。

民法の慰留分に関する特例に関し、全体像と除外合意については以

下で述べ、固定合意については下記Ⅲ.2.(2)(ウ)で述べる。相続税・贈与税の納税猶予措置については各事業承継スキームの関連箇所（下記Ⅲ.1.(3)(イ)およびⅢ.2.(3)(ウ)）において、金融支援については下記Ⅷにおいて述べる。

## (B) 経営承継円滑化法の民法特例

経営承継円滑化法は、中小企業の事業承継に伴う遺留分制度による問題への対策として、民法の遺留分制度の特例を設けている。この特例は、主として①贈与株式等を遺留分算定の基礎財産から除外できる制度（除外合意）と②遺留分算定の基礎財産への算入に際し、贈与株式等の評価額を予め固定できる制度（固定合意）からなっている。

経営承継円滑化法は、この特例の適用を受けることのできる要件を、事業承継の対象となる企業、事業承継をしようとする者、事業承継を受ける者を定義することにより定めている。

第1に、経営承継円滑化法の民法特例の対象となる株式等（株式会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）または持分会社の持分。）は、「特例中小企業者」のものに限られるという形で、適用対象企業を限定する（経営承継4条1項）。「特例中小企業者」は、一定期間（3年）以上継続して事業を行っている、上場企業等ではない「中小企業者」と定義され（経営承継3条1項、経営承継規2条）、さらに、「中小企業者」は、業種ごとに資本金の額または従業員数が以下のとおりであると定義されている（経営承継2条）。

第2表「中小企業者」の定義

業 種	資本金の額または従業員数	
製造業、建設業、 運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額または従業員数以下	

第2に、経営承継円滑化法は、事業承継をしようとする者は「旧代表者」でなければならないとして（経営承継4条1項）、その要件を、「旧代表者」の定義において定める（経営承継3条2項）。

すなわち、「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）であって、その推定相続人（相続が開始した場合に相続人になるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹およびこれらの者の子以外のものに限る。）のうち少なくとも一人に対して当該特例中小企業者の株式等の贈与をしたものであると定義される（経営承継3条2項）。

第3に、事業承継を受ける者は、「後継者」でなければならないとして（経営承継4条1項）、その要件を、「後継者」の定義において定める（経営承継3条3項）。

「後継者」とは、①旧代表者の推定相続人であること、②旧代表者から特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者、または、当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺言もしくは贈与によって取得した者であること、③当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）または総社員の議決権の過半数を有すること、④当該特例中小企業者の代表者であること、のすべての要件を満たす者と定義される（経営承継3条3項）。

以上の要件を定めた上で、経営承継円滑化法第4条第1項は、旧代表者の推定相続人は、そのうちの一人が後継者である場合には、その全員の合意をもって、書面により、次の内容の定めの方またはいずれかをすることができるとする。ただし、当該合意ができるのは、当

該合意の対象となる株式等を除くと後継者が議決権の過半数を確保することができない場合に限られるとされる（経営承継4条1項但書）。

- ① 後継者が旧代表者からの贈与、または、当該贈与を受けた推定相続人からの相続・遺贈・贈与により取得した特例中小企業者の株式等の全部または一部について、その価額を遺留分算定の基礎財産に算入しないこと（経営承継4条1項1号）（以下「除外合意」という）。
- ② 後継者が旧代表者からの贈与、または、当該贈与を受けた推定相続人からの相続・遺贈・贈与により取得した特例中小企業者の株式等の全部または一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を、その合意時の価額（弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人、税理士・税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る）とすること（経営承継4条1項2号）（以下「固定合意」という）。

除外合意または固定合意をする際には、必ず、推定相続人は、後継者が合意対象となった株式等を処分した場合や旧代表者の生存中にその会社の代表者でなくなった場合に後継者以外の推定相続人が取りうる措置について、その全員の合意をもって、書面により、定めなければならない（経営承継4条3項）。

さらに、オプションとして、除外合意または固定合意をした推定相続人は、全員の合意により、書面で、後継者が旧代表者からの贈与、または、当該贈与を受けた推定相続人からの相続・遺贈・贈与により取得した特例中小企業者の株式等以外の財産の全部または一部について、その価額を遺留分算定の基礎財産に算入しないことを定めることができる（経営承継5条）。

もうひとつのオプションとして、除外合意または固定合意をした推定相続人は、全員の合意により、書面で、推定相続人間の公平を図るための措置に関する定めをすることができ（経営承継6条1項）、そ

の措置の一種として、後継者以外の推定相続人が旧代表者からの贈与、または、当該贈与を受けた推定相続人からの相続・遺贈・贈与により取得した特例中小企業者の株式等およびその他の財産の全部または一部について、その価額を遺留分算定の基礎財産に算入しないことを定めることができる（経営承継6条2項）。

以上をまとめると、①除外合意（経営承継4条1項1号）または②固定合意（経営承継4条1項2号）の両方またはいずれかをした場合には、必ず、一定の場合に推定相続人がとりうる措置についての定め（経営承継4条3項）が必要であり、またオプションとして、③後継者が取得した株式等以外の財産を除外する合意（経営承継5条）や④後継者以外の推定承継人が取得した財産を除外する合意（経営承継6条）等を行うことが認められているのである。

上記4種類の合意のいずれについても、その合意が効力を有するためには、後継者は、合意の日から1か月以内に、その合意が特例中小企業者の経営承継円滑化のためになされたものであることについて、経済産業大臣の確認の申請をし（経営承継7条1項・2項）、その確認を得た上で、当該確認を受けた日から1か月以内の申立てにより、家庭裁判所の許可を受ける必要がある（経営承継8条1項）。

家庭裁判所の許可があった場合に限り上記合意が有効になり、その場合には、民法第1029条第1項の規定および第1044条において準用する第903条第1項の規定にかかわらず、上記合意が適用される（経営承継9条1項・2項）。ただし、上記合意は、当該合意の当事者およびその代襲者以外の者に対してする減殺には影響を及ぼさない（経営承継9条3項）。除外合意が有効になされた場合、除外合意の対象とされた株式等は、旧代表者の遺留分算定の基礎財産に算入されないのみならず、遺留分減殺の対象からも除外される<sup>(26)</sup>。

また、①経営承継円滑化法第7条第1項による経済産業大臣の確認が取り消された場合、②旧代表者の生存中に後継者が死亡または後

見開始もしくは保佐開始の審判を受けた場合、③当該合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人になった場合、または④当該合意の当事者の代襲者が旧代表者の養子となった場合は、上記合意は、その効力を失う（経営承継10条）。

(C) 除外合意

〔ケース 2-2〕

Aは、70歳になった機会に、甲社株式および事業用地をすべてBに相続させる旨の公正証書遺言を作成した。くわえて、BとCにBを後継者とする旨を話して両者の合意を得、BとCの間で、甲社の全株式について、経営承継円滑化法第4条第1項第1号に基づく除外合意がなされ、Bは、当該除外合意について、同法第7条第1項の経済産業大臣の確認および同法第8条第1項の家庭裁判所の許可を得た。

BとCの間で除外合意がなされた場合には、甲社株式の全部が遺留分算定の基礎財産から除外されるので、

$$\begin{aligned} \text{基礎財産} &= \text{①相続開始時の財産} + \text{②一般贈与} + \text{③特別受益} - \text{④債務} \\ &= \text{①事業用地（1億円）（甲社株式は除外される）} + \text{②(0)} + \\ &\quad \text{③(0)} - \text{④(0)} \\ &= \text{1億円} \end{aligned}$$

となる。またCの個別的遺留分率は1/4であるから、

$$\text{Cの遺留分} = \text{1億円} \times \text{1/4} = \text{2500万円}$$

となる。したがって、Cは、Bに対して2500万円の慰留分減殺請求をすることができる（民1031条）。また、除外合意の効力として甲社株式が遺留分減殺の対象から除外されるので<sup>(27)</sup>、遺留分減殺の対象となる基礎財産は、事業用地のみとなる。

〔ケース 2-2〕において、CがBに対して遺留分減殺請求を行った場合、BがCに対して2500万円を支払うための現金を持ち合わせているか、2500万円を借り入れて<sup>(28)</sup>Cに支払うことができる場合には、



Bは、Cに2500万円を支払って減殺を免れることができる（民1041条）。

しかし、Bが価額による弁償をすることができない場合、Cが2500万円の遺留分減殺請求をすることによって、Cは、事業用地（1億円）の2500万円相当（25%）の共有持分を有することになる。ただし、Bは、甲社株式の100%を保有することができる。

### (3) 遺贈における相続税対策

#### (ア) 相続税の課税方法<sup>(29)</sup>

相続税は以下の3つのステップを経て計算される。

ステップ1：「課税価格の合計額」の計算（各人の課税価格を求めて合計する。）

ステップ2：「相続税の総額」の計算（基礎控除後の課税価格の合計額を法定相続分で分けて各人の税額を出し、各人の税額をまた合計する。）

ステップ3：各人の納付税額の計算（相続税の総額を課税価格の割合で按分した上で各種の控除を行う。）

#### (A)ステップ1：「課税価格の合計額」の計算

相続・遺贈等により財産を取得した人ごとに、以下の方法で相続税の「各人の課税価格」を計算する（相法11条の2）

各人の課税価格＝ ①本来の相続財産の価額（相法2条）  
＋ ②みなし相続財産の価額（相法3条）  
－ ③非課税財産の価額（相法12条）  
－ ④債務および葬式費用の金額（相法13条）  
＋ ⑤相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額（相法21条）  
＋ ⑥特別贈与財産（相法19条2項）を除く3年以内の贈与財産税の価額（⑤を除く）（相法15条1項かつこ書・19条1項）

なお、各人の課税価格の計算において、被相続人が事業に使用していた宅地等をその事業を引き継ぐ親族が相続または遺贈により取得し、申告期限まで事業を継続しかつ宅地等を所有しているときは、「特定事業用宅地等」に該当し、400平方メートルまでの部分を20%で評価できる（措法69条の4第1項1号・2項1号・3項1号）。

次に、「各人の課税価格」をすべて足しあげて、「課税価格の合計額」を求める（相法19条）。

課税価格の合計額＝各人の課税価格＋……＋各人の課税価格

(B)ステップ2：「相続税の総額」の計算

ステップ1で求めた「課税価額の合計額」から、次の4つのステップを経て、「相続税の総額」を計算する。

<ステップ2-1>

課税価格の合計額から相続税の「基礎控除額」を差し引いて「課税遺産総額」を求める（相法15条1項）。

課税遺産総額＝課税価格の合計額－基礎控除額

ここで、基礎控除額は、次の計算式で求める（相法15条1項）。

基礎控除額＝5000万円＋1000万円×法定相続人の数

この法定相続人の数には、相続放棄した人を含む（相法15条2項かつこ書）。また養子については、被相続人に実子がいる場合は養子の数は1人まで、被相続人に実子がいない場合は、養子の数は2人まで上記の計算式の「法定相続人の数」に算入できる（相法15条2項）。ただし、特別養子、配偶者の実子で被相続人の養子になった者、実子または養子がすでに死亡しているため代襲相続人となった者、結婚前の配偶者の特別養子で、結婚後に養子になった者等は、実子として扱われるので、この養子の制限を受けない（相法15条3項）。

<ステップ2-2>

「課税遺産総額」を法定相続人が法定相続分（民900条・901条）に応じて取得したものとして、各相続人に振り分けて、「法定相続分に

応じた取得金額」を求める（相法16条）。

法定相続分に応じた取得金額＝課税遺産総額×法定相続分比率

<ステップ2-3>

「法定相続分に応じた取得金額」に下記の表記載の税率を乗じ、下記の表記載の控除額を差し引いて、「各人の税額」を求める（相法16条）。

各人の税額＝法定相続分に応じた取得金額×税率－控除額

第3表 相続税の速算表 各人の税額＝A×B－C

法定相続分に応じた取得金額(A)	税率(B)	控除額(C)
1000万円以下	10%	なし
1000万円超 3000万円以下	15%	50万円
3000万円超 5000万円以下	20%	200万円
5000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

<ステップ2-4>

「各人の税額」を合計して、「相続税の総額」を計算する（相法16条）。

相続税の総額＝各人の税額＋……＋各人の税額

(C)ステップ3：各人の納付税額の計算

ステップ2で求めた「相続税の総額」から、次の4つのステップを経て、「各人の納付税額」を求める。

<ステップ3-1>

ステップ2で求めた「相続税の総額」に、ステップ1で求めた「各人の課税価格」を「課税価格の合計額」で割った「按分割合」を乗じて「各人の相続税額」を求める（相法17条）。

按分割合＝各人の課税価格÷課税価格の合計額

各人の相続税額＝相続税の総額×按分割合

<ステップ3-2>

相続や遺贈によって財産を取得した者が、1親等の血族（父母または子（代襲相続人を含み、被相続人の養子となった孫は除く）および配偶者以外の者であるときは、ステップ3-1で計算した「各人の相続税額」に20%を加算し、「各人の相続税額（20%加算後）」を求める（相法18条）。

<ステップ3-3>

「各人の相続税額（20%加算後）」から、次の①から⑥の各種の税額控除を差し引いて、「各人の納付税額」を求める。差し引いた結果、残額がマイナスになった場合は、納税額はゼロとなる（還付があるわけではない）。

各人の納付税額＝各人の相続税額（20%加算後）－①から⑥の控除額

①贈与税額控除（相法19条）、②配偶者の税額軽減（配偶者が取得した遺産額のうち、配偶者の法定相続分の相当額と1億6000万円のうちどちらか多い金額までは、相続税がかからない）（相法19条の2）、③未成年者控除（満20歳になるまでの年数1年につき6万円を控除）（相法19条の3）、④障害者控除（障害者は満85歳になるまでの年数1年につき6万円、特別障害者は満85歳になるまでの年数1年につき12万円を控除）（相法19条の4）、⑤相次相続控除（前の相続から10年以内に次の相続が起こった場合に一定額を控除）（相法20条）、⑥外国税額控除（相法20条の2）。

<ステップ3-4>

「相続税精算課税制度に係る贈与税額控除」がある場合は、さらにその控除を行い、結果がマイナスになった場合は、その金額が還付される。

## (D)相続税の計算例

〔ケース2-1〕の例を用いて、相続税を試算する。

かりに、事業用地が租税特別措置法第69条の4第3項第1号の「特定事業用宅地等」の要件を満たし、かつ、面積が400平方メートル以下である場合には、Bの課税価格の計算において、事業用地はその20%の価格すなわち2000万円（1億円×20%=2000万円）のみが算入される。しかし、以下の計算においては、事業用地はこのような要件を満たしておらず1億円と評価されるものとする。また、Cは慰留分減殺請求をしないと仮定する。

Bは、甲社株式のすべて（2億円相当）と事業用地（1億円相当）を取得するので、他にBの課税価格の計算上考慮されるものがないとすれば、Bの課税価格は3億円となる。Cが何も取得していないので、Cの課税価格は、ゼロである。したがって、次の計算により課税価格の合計額は、3億円となる。

$$\begin{aligned} \text{課税価格の合計額} &= \text{Bの課税価格} + \text{Cの課税価格} \\ &= 3 \text{億円} + 0 \\ &= 3 \text{億円} \end{aligned}$$

また、

基礎控除額 = 5000万円 + 1000万円 × 2（法定相続人の数） = 7000万円であるから、

課税遺産総額 = 3億円 - 7000万円 = 2億3000万円となる。

B・Cの法定相続分比率はともに1/2であるから、B・Cの「法定相続分に応じた取得金額」は、ともに、次の式により、1億1500万円となる。

$$\begin{aligned} \text{法定相続分に応じた取得金額} &= \text{課税遺産総額} \times \text{法定相続分比率} \\ &= 2 \text{億}3000 \text{万円} \times 1/2 \\ &= 1 \text{億}1500 \text{万円} \end{aligned}$$

第3表より、「法定相続分に応じた取得金額」1億1500万円に対応

する税率は40%、控除額は1700万円であるから、次の式により、B・Cの税額はともに、2900万円となる。

$$1 \text{ 億}1500 \text{ 万円} \times 40\% - 1700 \text{ 万円} = 2900 \text{ 万円}$$

したがって、相続税の総額は、2900万円+2900万円=5800万円となる。

さらに、次の式により、Bの相続税額は5800万円となる。

$$\text{Bの按分割合} = \text{Bの課税価格} \div \text{課税価格の総額}$$

$$= 3 \text{ 億円} \div 3 \text{ 億円}$$

$$= 1$$

$$\text{Bの相続税額} = \text{相続税の総額} \times \text{按分割合}$$

$$= 5800 \text{ 万円} \times 1$$

$$= 5800 \text{ 万円}$$

また、同様に計算して、Cの相続税額はゼロとなる。

Bは、被相続人の子であるから、納税額の計算において20%加算する必要はない。また、各種の税額控除も無いとすれば、Bの納税額は5800万円、Cの納税額はゼロとなる。

(イ) 非上場株式等相続税納税猶予制度<sup>(30)</sup>

(A) 概要

経営承継円滑化法の制定に伴い、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）の施行（平成21年4月1日）により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正され、中小企業の事業承継支援策の一貫として、相続等によって取得した議決権株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される非上場株式等相続税納税猶予制度（以下「相続税納税猶予制度」という。）が、平成20年10月1日以降の相続について適用されるようになった。

相続税納税猶予制度とは、経営承継円滑化法第12条第1項第1号に定める経済産業大臣の認定を受けた非上場会社（以下「認定承継会社」という。）において、後継者である相続人等（以下「経営承継相

続人等」という。)が先代経営者である被相続人から非上場株式等を相続して、認定承継会社の経営を承継する場合に、経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その相続開始前から既に所有している自社株式も含めて発行済み議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分を上限として、その株式等に係る課税価額の80%に相当する相続税の納入が、当該経営承継相続人等の死亡の日まで猶予されるという制度である(措法70条の7の2第1項)。

ただし、相続後5年間は雇用確保をはじめとする事業継続要件を満たすことが要件となる(同条3項)。

また、経営承継相続人等が死亡した場合その他一定の場合には、納税猶予されている相続税が免除される。(同条16項・17項)。

(B) 相続税納税猶予制度の適用を受けるための要件

この制度の適用を受けるためには、以下の要件を満たす必要がある。

(a) 計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認(相続開始までに)

相続税納税猶予制度の適用を受けようとする会社は、原則として、経営承継円滑化法施行規則第15条第1号から第5号まで(後継者の相続が開始した場合に新たに後継者になることが見込まれる者がいる場合は、第1号から第6号まで)に掲げる要件のいずれにも該当することについて、同規則第16条第1項の「経済産業大臣の確認」を、同規則第16条第2項に定める様式第20の申請書によって、相続開始までに受けておく必要がある。これは、相続開始後、相続税の申告日までに経済産業大臣の認定を受けるための前提条件である(経営承継規6条1項8号ト(3)・(5))。ただし、被相続人が60歳未満で死亡した場合や、相続人が被相続人の死亡の直前において役員であり、かつ、相続人が被相続人の死亡の直前に保有していた株式と公正証書遺言により取得した株式の合計額が総議決権数の過半数である場合等には、この確認は不要である(経営承継規6条1項8号ト(3)(i)(ii)(iii)・(5)(i)(ii))。

経営承継円滑化法施行規則第15条に定められている主な要件は以下のとおりである。

- ①当該中小企業者（経営承継規1条1項・経営承継2条）が会社であること（経営承継規15条1号）。
- ②当該中小企業者が上場会社等または風俗営業会社でないこと（同条2号）。
- ③当該中小企業者に「特定後継者」（被相続人が死亡・退任した場合における新たな代表者であって、被相続人から相続・遺贈・贈与により株式等および事業資産等を取得することが見込まれるもの等）がいること（同条3号）。
- ④当該中小企業者に「特定代表者」（代表者であって、同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の50%を超える議決権数を有し、かつ、当該代表者が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らないもの等であってその親族に特定後継者がいるもの）がいること（同条4号）。
- ⑤特定代表者が有する当該中小企業者の株式等および事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること（同条5号）。
- ⑥特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（特定代表者または特定後継者の親族に限る）がいること（同条6号）。

- (b) 租税特別措置法第70条の7の2に定める要件（相続開始の直前または相続開始時の要件）

相続税納税猶予制度の適用を受けるためには、租税特別措置法第70条の7の2の定める次の要件を満たさなければならない。

(i) 認定承継会社に関する主な要件

- ①相続開始時に、当該会社の常時使用従業員数が1人以上であること（措法70条の7の2第2項1号イ、措規23条の10第6項・23条



の9第4項)。

- ②相続開始時に、当該会社が、資産保有型会社（総資産と5年以内の配当の合計額に対する特定資産（自ら使用していない不動産や現預金等（措規23条の9第14項，経営継承規1条12項2号）と5年以内の配当の合計額の割合が70%以上の会社）または資産運用型会社（総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上の会社）のうち政令で定めるものでないこと（措法70条の7の2第2項1号ロ・8号・9号，措法70条の7第2項8号・9号，措令40条の8の2第7項）。
- ③相続開始時に、当該会社および特別関係会社（当該会社と政令で定める特別の関係にある会社（措令40条の8の2第8項））の株式等が非上場株式等であること（措法70条の7の2第2項1号ハ）。
- ④相続開始時に、当該会社が風俗営業会社でないこと（措法70条の7の2第2項1号ニ）。
- ⑤相続開始日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額がゼロを超えること（措法70条の7の2第2項1号へ，措令40条の8の2第9項1号）。
- ⑥相続開始時に、拒否権付種類株式（会社108条1項8号）を経営承継相続人等以外の者が有していないこと（措法70条の7の2第2項1号へ，措令40条の8の2第9項2号）。
- ⑦相続開始時に、当該会社の特別関係会社が経営承継円滑化法第2条に規定する中小企業者であること（措法70条の7の2第2項1号へ，措令40条の8の2第9項3号）。

(ii) 経営承継相続人等に関する主な要件

相続税の納税猶予制度の適用を受けるためには、相続人は、「経営承継相続人等」でなければならない。経営承継相続人等に該当するためには、租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号に定める

要件をすべて満たしている必要がある。その要件のうち主なものは次のとおりである。

- ①相続開始の直前において、当該相続人が被相続人の親族であること（措法第70条の7の2第2項3号イ）。
- ②相続開始の5ヶ月後において、当該相続人が当該会社の代表権を有していること（措法70条の7の2第2項3号ロ）。
- ③相続開始時において、相続人および同族関係者（相続人と政令で定める特別の関係がある者（措令40条の8の2第11項））の有する当該会社の議決権数の合計が、総議決権数（株主総会決議事項の全部につき議決権行使ができない株式を除く）の50%を超えること（措法70条の7の2第2項3号ハ）。
- ④相続開始時において、相続人が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らないこと（措法70条の7の2第2項3号ニ）。
- ⑤相続人が、相続開始時から相続税の申告書の提出期限まで当該株式等のすべてを保有していること（措法70条の7の2第2項3号ホ）。
- ⑥相続開始の直前において、相続人が経営承継円滑化法施行規則第16条第1項の経済産業大臣の確認を受けた会社の特定後継者であり、かつ当該会社の役員であったこと。ただし、被相続人が60歳未満で死亡した場合等を除く（措法70条の7の2第2項3号ヘ、措規23条の10第9項）。

(iii)被相続人に関する主な要件

- ①相続開始前に代表権を有していた個人で、相続開始の直前において、被相続人および同族関係者の有する議決権の数が総議決権数の50%を超える数であること（措法70条の7の2第1項、措令40条の8の2第1項1号）。
- ②相続開始の直前において、被相続人が有する議決権数がいずれの

同族関係者の議決権数をも下回らなかった者であること（措法70条の7の2第1項，措令40条の8の2第1項2号）。

(c) 経済産業大臣の認定（相続税の申告期限までに）

相続税納税猶予制度の適用を受けようとする会社は，さらに，相続税の申告期限までに，経営承継円滑化法第12条第1項に定める経済産業大臣の認定（経営承継円滑化法施行規則第6条第1項第8号の事由に係るものに限る）を，同施行規則第7条第3項に定める様式第8の申請書によって，受けなければならない（措法70条の7の2第1項・2項1号・2項4号，措法70条の7第2項4号，経営承継12条1項1号，経営承継規6条1項8号・7条3項）。この認定書は，相続税申告に係る添付書類の1つになる<sup>(31)</sup>。

この経済産業大臣の認定は，相続税納税猶予制度の対象となる非上場株式等の発行会社が，経営承継円滑化法第2条に定義する「中小企業者」に該当した上で，さらに，経営承継円滑化法施行規則第6条第1項第8号に掲げられている要件をすべて満たしていることを認定するものである。これらの要件は，上記(b)の租税特別措置法第70条の7の2に定める要件とほとんど共通しているが，一部の要件については，相続認定申請基準日（相続開始日の5か月後（経営承継規6条8項ハ））の時点で当該要件が満たされていることなどが追加されている。

経営承継円滑化法施行規則第6条第1項第8号に掲げられている要件のうち主なものは次のとおりである。

(i) 会社に関する主な要件

- ①相続開始時以後，上場会社等または風俗営業会社でないこと（経営承継規6条1項8号イ）（上記(b)(i)③④に対応）。
- ②相続開始日の属する事業年度の直前の事業年度開始日以後，資産保有型会社（総資産と5年間の配当等の合計額に対する有価証券・現預金等の特定資産（経営承継規1条12項2号）と5年間の配当等の合計額の割合が，70%以上の会社（経営承継規1条12

項)) でないこと(同号ロ)(上記(b)(i)②に対応)。

- ③相続認定申請基準事業年度(相続開始日の属する事業年度の直前の事業年度および相続開始日の5か月後の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)において、資産運用型会社(総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が75%以上の会社(経営承継規1条13項))でないこと(同号ハ)(上記(b)(i)②に対応)。
  - ④相続認定申請基準事業年度における総収入金額がゼロを超えること(同号ニ)(上記(b)(i)⑤に対応)。
  - ⑤相続開始時に、常時使用従業員数が1人以上であること(同号ホ)(上記(b)(i)①に対応)。
  - ⑥当該会社が拒否権付種類株式(会社108条1項8号)を発行している場合は、経営承継相続人以外の者がそれを有していないこと(同号チ)(上記(b)(i)⑥に対応)。
  - ⑦相続開始の5か月後における常時使用従業員数が相続開始日の常時使用従業員数の80%を下回らないこと(同号リ)(新たな要件)。
- (ii) 経営承継相続人に関する主な要件
- ①経営承継相続人が代表者であって、相続開始時において、同族関係者(経営承継規1条9項)と合わせて当該会社の総議決権数の50%を超える議決権数を有し、かつ、経営承継相続人が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らないこと(経営承継規6条1項8号ト(1))。(上記(b)(ii)③④に対応)。
  - ②相続開始の直前において、経営承継相続人が被相続人の親族であったこと(同号ト(2))。(上記(b)(ii)①に対応)。
  - ③相続開始の直前において、経営承継相続人が経営承継円滑化法施行規則第16条1項の経済産業大臣の確認を受けた中小企業者の特定後継者(経営承継規15条3号)であり、かつ、被相続人死亡の直前において当該会社の役員(株式会社の取締役・会計参与・監

査役（会社法329条1項）または持分会社の業務執行社員（経営承継規6条7号ト(4)）であったこと。ただし、被相続人が60歳未満で死亡した場合等を除く（同号ト(3)）。（上記(b)(ii)⑥に対応）。

- ④被相続人の相続開始時以降、被相続人から相続または遺贈によって取得した株式等のうち租税特別措置法第70条の7の2第1項の適用を受けようとする株式等の全部を有していること（同号ト(4)）。（上記(b)(ii)⑤に対応）。

(iii) 被相続人に関する主な要件

- ①相続開始の直前において、被相続人が経営承継円滑化法施行規則第16条1項の経済産業大臣の確認を受けた会社の特定代表者であること。ただし、被相続人が60歳未満で死亡した場合等を除く（経営承継規6条8号ト(5)）。（上記(b)(ii)⑥の相続人の要件に対応。ただし、ここでは被相続人の要件とされている。）

- ②相続開始の直前において、被相続人が、同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の50%を超える議決権数を有し、かつ、当該被相続人が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らなかった者であること（同号ト(6)）。（上記(b)(iii)①②に対応）。

(d) 担保提供

相続税納税猶予制度の適用を受けるためには、納税が猶予される相続税額および利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要がある（措法70条の7の2第1項）。

もっとも、相続税の納税猶予の適用を受ける非上場株式等（以下「特例非上場株式等」という（措法70条の7の2第1項））のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額および利子税の額にみあう担保があったものとみなされる（措法70条の7の2第6項）。

したがって、特例非上場株式等以外に担保に供する資産がなくても、

相続税の納税猶予の適用を受けることが可能である。

(C) 納税猶予の取消（事業継続要件）

相続税申告後も、納税猶予の取消事由が存在しない限り、経営承継相続人等は、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

ただし、引き続き相続税納税猶予の適用を受けようとする場合には、その旨や会社の経営に関する事項等を記載した様式第11による報告書を、申告期限後5年間、毎年、経済産業大臣に提出する必要がある（経営承継規12条3項・4項）。

一旦相続税の納税猶予の適用を受けたことができたとしても、経営承継期間（相続税の申告書の提出期限の翌日から5年または経営承継相続人等の死亡日のいずれか早い日までの期間（措法70条の7の2第2項6号）内に租税特別措置法第70条の7の2第3項第1号から第17号までのいずれかに掲げられた事由が存在する場合には、納税猶予が取り消され、経営承継相続人等は、納税が猶予されていた相続税および利子税を納付しなければならない（措法70条の7の2第3項、措令第40条の8の2第30項）。

例えば、以下の場合に、納税猶予が取り消される。

- ①経営承継期間内に経営承継相続人等が会社の代表者でなくなった場合（措法70条の7の2第3項1号）。
- ②経営承継期間内に相続開始時に比して雇用の80%を下回った場合（措法70条の7の2第3項2号、措令第40条の8の2第27項）。
- ③経営承継期間内に経営承継相続人等およびその同属関係者等が保有する議決権数の合計が総議決権数の50%以下となった場合（措法70条の7の2第3項3号）。
- ④経営承継期間内に経営承継相続人等が相続した特例非上場株式等の一部の譲渡または贈与をした場合（措法70条の7の2第3項5号）。
- ⑤経営承継期間内に認定承継会社が解散した場合（措法70条の7の2第3項8号）。

⑥経営承継期間内に認定承継会社の総収入金額がゼロとなった場合  
(措法70条の7の2第3項10号)。

(D) 猶予税額の免除

次の場合には、その日から6か月以内に免除届出書を提出することにより、納税が猶予されている相続税の納付が免除される(措法70条の7の2第16項)。

①経営承継相続人等が死亡した場合(措法70条の7の2第16項1号)。

②経営承継期間経過後に経営承継相続人等が特例非上場株式等を一定の親族に贈与し、その親族が、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(措法70条の7第1項)の適用を受けた場合(同項2号)。

さらに、経営承継期間経過後に、経営が悪化したことにより特例非上場株式等の価値が下落し譲渡対価をもって猶予税額を納付することができない場合や、破産手続開始の決定または特別清算の開始命令があった場合等には、経営承継相続人等からの免除申請に基づき猶予税額の免除を受けることができる。この場合は、該当することとなった日から2か月以内に免除申請を行う必要がある(措法70条の7の2第17項)。

(E) 相続税の猶予制度により猶予される納税額の計算方法<sup>(32)</sup>

相続税の猶予制度が認められる場合、当該株式に係る後継者の納税猶予分の相続税額および納付相続税額は次のように計算する(措法70条の7の2第2項5号)。

<第1段階>

相続税の猶予制度の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を計算する。後継者のこの値をXとする。

<第2段階>

後継者以外の相続人の取得財産は不変としたうえで、後継者が取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して後継者の相続税を計算する。この値をYとする(措法70条の7の2第2

項5号イ)。

<第3段階>

後継者以外の相続人の取得財産は不変としたうえで、後継者が取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみであると仮定して後継者の相続税を計算する。この値をZとする（措法70条の7の2第2項5号ロ）。

<第4段階>

次の式により、後継者の猶予税額を計算する（同法70条の7の2第2項5号本文）。

$$\text{後継者の猶予税額} = Y - Z$$

<第5段階>

次の式により、後継者の納付税額を計算する。

$$\text{後継者の相続税額} = X - \text{猶予税額} = X - (Y - Z)$$

$$\text{後継者の納付税額} = \text{相続税額} - \text{各種控除額}$$

例えば、〔ケース2-1〕において、後継者Bが遺贈された甲社株式の上限（3分の2）について相続税納税猶予制度が認められた場合の猶予税額を計算すると以下のとおりとなる。

<第1段階>

相続税の猶予制度の適用がないものとした場合、Bの相続税額Xは、5800万円（上記Ⅲ.1.(3)(ア)参照）である。

$$X = 5800 \text{万円}$$

<第2段階>

甲社株式の100%の価値が2億円であるから、その3分の2の価値は133,333,333円である。

したがって、Cの取得財産は不変（ゼロ）としたうえで、Bが取得した財産が特例非上場株式等（甲社株式の3分の2）のみであると仮定すると、Bの相続税額Yは、次の計算で求められる。

$$B \text{の課税価格} = 133,333,333 \text{円}, C \text{の課税価格} = 0$$



課税価格の合計額 = 133,333,333円 + 0 = 133,333,333円

課税遺産総額 = 133,333,333円 - (5000万円 + 1000万円 × 2)  
= 63,333,333円

B・Cの法定相続分に応じた取得金額 = 63,333,333円 × 1/2  
= 31,666,666円

B・Cの相続税の額 = 31,666,666円 × 20% - 200万円 = 4,333,333円

相続税の総額 = 4,333,333円 + 4,333,333円 = 8,666,666円

Bの相続税額 = 8,666,666円 × (133,333,333円 ÷ 133,333,333円)  
= 8,666,666円

Y = 8,666,666円

<第3段階>

甲社株式の100%の価値が2億円であるから、その3分の2のさらに20%の価値は26,666,666円である。

したがって、Cの取得財産は不変（ゼロ）としたうえで、Bが取得した財産が特例非上場株式等（甲社株式の3分の2）の20%のみであると仮定すると、Bの相続税額Zは、次の計算で求められる。

Bの課税価格 = 26,666,666円, Cの課税価格 = 0

課税価格の合計額 = 26,666,666円 + 0 = 26,666,666円

課税遺産総額 = 26,666,666円 - (5000万円 + 1000万円 × 2) = 0（マイナスはゼロとする）

B・Cの法定相続分に応じた取得金額 = 0 × 1/2 = 0

B・Cの相続税の額 = 0

相続税の総額 = 0 + 0 = 0

Bの相続税額 = 0 × (26,666,666円 ÷ 26,666,666円) = 0

Z = 0

<第3段階>

Bの猶予税額 = Y - Z = 8,666,666円 - 0 = 8,666,600円（100円未満切捨て）

したがって、Bの納税額は、次の式により、49,333,400円となる。

$$\begin{aligned} \text{Bの納税額} &= 5800\text{万円} - 8,666,600\text{円} - \text{各種控除額} (0) \\ &= 49,333,400\text{円} \end{aligned}$$

## 2. オーナー生前時の事業承継：生前贈与<sup>(33)</sup>

### 〔ケース3-1〕

Aは、70歳になった機会に、長男Bに甲社株式の全部と事業用地を生前贈与してリタイアし、Bが甲社の代表取締役社長に就任した。生前贈与の時点では、甲社株式の価値は1000万円であったが、Bが会社経営に打ち込んだ結果、株式の価値は、Aが死亡したときには、2億円になっていた。事業用地の価値は、生前贈与時もAの死亡時も1億円であった。

#### (1) 生前贈与の特徴

生前贈与はAの生前にAの財産を移転させるので、Aの死後にその財産をBに移転させる方法である遺言と比べて、以下の長所がある。<sup>(34)</sup>

- ① Aの遺言によって株式や事業用地をBに移転する場合、他の相続人から遺言の有効性を争われる可能性があり、かりに遺言の有効性が否定されると、改めて遺産分割をしなければならず、その場合には確実にBが株式や事業用地を取得するとは限らない。これに対して、生前贈与の方法による場合にはこのような危険性がなく、遺留分を侵害していない限り、Bは確実に権利を取得できる。
- ② Aが遺言をした場合、Bが株式や事業用地を取得するには、その遺言の執行行為が必要になる。これに対して、生前贈与の場合には、Aの生前にBに権利を移転させるので、Aの死後に執行行為が不要になる。

しかし、生前贈与は、「生計の資本」としての贈与となり、特別受益にあたる（民法1044条，同法903条1項）ので、遺言の場合と同様に、生前贈与された財産はCの遺留分算定の基礎財産に算入される。

#### (2) 生前贈与における遺留分対策

## (ア) 生前贈与された財産の価値評価

Bが甲社の株式を取得した後に、Bが事業の承継者として頑張る甲社の事業を向上させ、それに伴って甲社の株価が向上したとしても、判例は、遺留分の算定に当たっては、基礎財産は、相続開始時＝相続人の死亡時の価値を基準に算定することとしている<sup>(35)</sup>。したがって、Bが贈与を受けた後に、経営努力によって会社の価値、すなわち株式の評価を上げてしまうと、それだけCの遺留分の価値が大きくなってしまう。

例えば、〔ケース3-1〕の場合、  
 遺留分の基礎財産＝①相続開始時の財産＋②贈与＋③特別受益－④債務  

$$= ①(0) + ②(0) + ③株式(2億円) \cdot 事業用地(1億円) - 債務(0)$$

$$= 3億円$$

となる。またCの個別的遺留分率は $1/4$ であるから、  
 Cの遺留分 $= 3億円 \times 1/4 = 7500万円$ となる。

したがって、上記の〔ケース2-1〕の場合と同様の結果(上記Ⅲ.1.(2)(ウ)参照)になる。すなわち、CがBに対して遺留分減殺請求を行った場合、BがCに対して7500万円を支払うための現金を持ち合わせているか、7500万円を借り入れて<sup>(36)</sup>Cに支払うことができる場合には、Bは、Cに7500万円を払って減殺を免れることができる(民法1041条)。

しかし、Bが価額による弁償をすることができない場合、Cが7500万円の遺留分減殺請求をすることによって、相続開始時に近い時期の贈与から順に減殺される(民1035条)。甲社株式と事業用地が同時に贈与された場合、贈与の目的物である甲社株式(2億円)と事業用地(1億円)はそれぞれの割合(2億円：1億円)に応じて減殺されると解されるので、Cは、甲社株式について5000万円分の準共有持分

(25%)を有し、事業用地について2500万円分の共有持分(25%)を有することになる。

贈与者Aが、事業用地の共有状態を避けるため、まず事業用地をBに贈与し、その後で甲社株式をBに贈与した場合には、減殺はまず甲社株式に対してなされるので、Cは、事業用地は共有しないが、甲社株式の7500万円分の準共有持分(37.5%)を有することになる。遺産分割により株式をそれぞれの準共有持分の割合に分割して保有することになった場合、Bは議決権の3分の2以上を有しないので、甲社の経営に関し、定款の変更、事業再編等、株総会の特別決議(会社法309条2項)を要する事項については、株主総会においてCの合意を得ない限り実行できないことになる。

(イ) 経営承継円滑化法による除外合意

〔ケース3-2〕

Aは、70歳になった機会に、長男Bに甲社株式の全部と事業用地を生前贈与してリタイアし、Bが甲社の代表取締役役に就任した。生前贈与の時点では、甲社株式の価値は1000万円であったが、Bが会社経営に打ち込んだ結果、株式の価値は、Aが死亡したときには、2億円になっていた。事業用地の価値は、生前贈与時もAの死亡時も1億円であった。

くわえて、Aは、生前贈与の時点でBとCにBを後継者とする旨を話して両者の合意を得、BとCの間で、甲社の全株式について、経営承継円滑化法第4条1項1号に基づく除外合意をさせ、Bは、当該除外合意について、同法第7条第1項の経済産業大臣の確認および同法第8条第1項の家庭裁判所の許可を得た。

BとCの間で除外合意がなされた場合には、〔ケース2-2〕の場合と同じ結論(上記Ⅲ.1.(2)(イ)(c)参照)になる。すなわち、甲社株式の全部が遺留分算定の基礎財産から除外されるので、  
基礎財産＝①相続開始時の財産＋②一般贈与＋③特別受益－④債務

$$\begin{aligned} &= \textcircled{1}(0) + \textcircled{2}(0) + \textcircled{3}\text{事業用地}(1\text{億円})(\text{甲社株式は除外される}) - \textcircled{4}(0) \\ &= 1\text{億円} \end{aligned}$$

となる。またCの個別的遺留分率は $1/4$ であるから、

$$C\text{の遺留分} = 1\text{億円} \times 1/4 = 2500\text{万円}$$

となる。したがって、Cは、Bに対して2500万円の慰留分減殺請求をすることができる(民1031条)。また、除外合意の効力として甲社株式が遺留分減殺の対象から除外されるので<sup>(37)</sup>、遺留分減殺の対象となる基礎財産は、事業用地のみとなる。

〔ケース3-2〕において、CがBに対して遺留分減殺請求を行った場合、BがCに対して2500万円を支払うための現金を持ち合わせているか、2500万円を借り入れて<sup>(38)</sup>Cに支払うことができる場合には、Bは、Cに2500万円を払って減殺を免れることができる(民法1041条)。

しかし、Bが価額による弁償をすることができない場合、Cが2500万円の遺留分減殺請求をすることによって、Cは、事業用地(1億円)の2500万円相当(25%)の共有持分を有することになる。ただし、Bは、甲社株式の100%を保有することができる。

(ウ) 経営承継円滑化法による固定合意

〔ケース3-3〕

Aは、70歳になった機会に、長男Bに甲社株式の全部と事業用地を生前贈与してリタイアし、Bが甲社の代表取締役社長に就任した。生前贈与の時点では、甲社株式の価値は1000万円であったが、Bが会社経営に打ち込んだ結果、株式の価値は、Aが死亡したときには、2億円になっていた。事業用地の価値は、生前贈与時もAの死亡時も1億円であった。

Aの生前贈与時に、BとCの間で、甲社株式について除外合意は成立しなかったが、甲社の全株式について、経営承継円滑化法第4条第1項第2

号に基づく固定合意は成立した。すなわち、BとCは、Bが贈与を受けた株式の価額を1000万円で固定することに合意した。また、合意価額の相当性につき、弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人、または税理士・税理士法人の証明を受けた。さらに、Bは、当該固定合意について、同法第7条第1項の経済産業大臣の確認および同法第8条第1項の家庭裁判所の許可を得た。

上記Ⅲ.1.(2)(B)で述べた経営承継円滑化法第4条第1項第2号に定める固定合意は、生前贈与された財産の価格が、贈与時に比べ相続開始時に高騰していた場合への対策として設けられたものであり、固定合意により、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等の評価価格は合意時で固定される。

株式等の全部について除外合意が成立した場合には固定合意は必要とならないので、固定合意は、除外合意を取り付けられないか、一部の株式等についてしか取付けられないときの、副次的なものであると位置づけることができる。

例えば、〔ケース3-3〕の場合、

$$\begin{aligned} \text{遺留分の基礎財産} &= \text{①相続開始時の財産} + \text{②贈与} + \text{③特別受益} - \text{④債務} \\ &= \text{①}(0) + \text{②}(0) + \text{③甲社株式 (1000万円)・事業用地 (1億円)} - \text{債務}(0) \\ &= 1 \text{億}1000 \text{万円} \end{aligned}$$

となる。またCの個別的遺留分率は $1/4$ であるから、

$$\text{Cの遺留分} = 1 \text{億}1000 \text{万円} \times 1/4 = 2750 \text{万円}$$

となる。したがって、Cは、Bに対して2750万円の慰留分減殺請求をすることができる(民1031条)。

〔ケース3-3〕において、CがBに対して遺留分減殺請求を行った場合、BがCに対して2750万円を支払うための現金を持ち合わせて

いるか、2750万円を借り入れて<sup>(39)</sup>Cに支払うことができる場合には、Bは、Cに2750万円を支払って減殺を免れることができる（民1041条）。

しかし、Bが価額による弁償をすることができない場合、Cが2750万円の遺留分減殺請求をすることによって、相続開始時に近い時期の贈与から順に減殺される（民1035条）。甲社株式と事業用地が同時に贈与された場合、贈与の目的物である甲社株式（1000万円）と事業用地（1億円）はそれぞれの割合（1000万円：1億円）に応じて減殺されると解されるので、Cは、甲社株式について250万円分の準共有持分（ $250万円 \div 2億円 = 1.25\%$ ）を有し、事業用地について2500万円分の共有持分（ $2500万円 \div 1億円 = 25\%$ ）を有することになる。

贈与者Aが、事業用地の共有状態を避けるため、まず事業用地をBに贈与し、その後で甲社株式をBに贈与した場合には、減殺はまず甲社株式に対してなされるので、Cは、事業用地は共有しないが、甲社株式の2750万円分の準共有持分（ $2750万円 \div 2億円 = 13.75\%$ ）を有することになる。遺産分割により株式をそれぞれの準共有持分の割合により保有することになった場合、Bは議決権の3分の2以上を有するので、甲社の経営に関し、定款の変更、事業再編等、株主総会の特別決議（会社法309条第2項）を要する事項についても、株主総会においてCの合意を得られなくても実行できる。

### (3) 生前贈与における贈与税対策<sup>(40)</sup>

#### (ア) 通常の場合の贈与税（暦年課税）<sup>(41)</sup>

贈与税については、納税者は、通常の方法（暦年課税）（相法21条—21条の8）と、相続時精算課税（相法21条の9—21条の18）のいずれかを選択することができる。

暦年課税の場合、贈与税の計算は、まず、その年の1月1日から12月31日までの1年間の贈与により得た財産の価格を合計し、続いて、その合計額から基礎控除額110万円を差し引く。次に、その残りの金

額に税率を乗じた後に控除額をさし引いて税額を計算する（次の速算表参照）。

第4表 贈与税の速算表

課税価格（基礎控除後）	税率	控除額
200万円以下	10%	なし
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円

〔ケース3-1〕の場合、AがBに贈与した甲社株式は1000万円、事業用地は1億円なので、その金額を前提にすると、

$(1 \text{億}1000 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 50\% - 225 \text{万円} = 5220 \text{万円}$   
 となり、5220万円の納税が必要となる（相法21条の2、21条の5、21条の7、措法70条の2の2）。

そうすると、Bが、5220万円の現金・預金等を有している場合や借入が可能な場合<sup>(42)</sup>はともかく、そうでない場合には贈与税を納めることが難しくなる。

(イ) 相続時精算課税制度<sup>(43)</sup>

相続時精算課税は、高齢化の進展に伴い相続による資産の移転時期が大幅に遅れているため、資産の早期移転を促す生前贈与をより円滑に進め経済社会の活性化に資する目的で、平成15年度より導入された。

相続時精算課税の内容は、贈与の年の1月1日現在、贈与者が65歳以上の親であり（ただし、住宅取得資金のときは、平成23年12月31日までに限り65歳未満でもよい。）、かつ受贈者が贈与者の推定相続人である20歳以上の子（子が死亡等により相続権を失っている場合は20歳



以上の代襲相続人を含み、養子でもよい。)である場合に限り、贈与財産の価額から限度額2500万円の特別控除(1年に2500万円ではなく、贈与者1人につき2500万円)を控除した後の金額に一律20%の税率を乗じて算出した税額を、贈与税としていったん納税し(この贈与税はいわば相続税の「仮払い」に当たる)、相続時に、その贈与財産を含めて計算した相続税額から、既に納めた贈与税額を差し引くことができるというものである(相法21条の9—21条の18)。

相続時精算課税を選択した受贈者(子)は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、税務署にこの制度を選択した旨の届出(相続時精算課税選択届出書)その他必要書類を申告書に添付して提出しなければならない(相法21条の9第2項)。

なお、相続時精算課税の適用を受ける財産については、暦年課税の基礎控除(110万円)を受けることはできない(相法21条の11)。

また、相続時精算課税を選択した場合、相続税は相続が発生した際の相続財産の価格をもとに算出されるのが原則であるが、加算される贈与財産については、贈与時の価格で相続財産に加算される。

例えば、甲社の株式が取引相場のない株式の場合、株価対策をして自社株式の評価が下がったときに一気に相続時精算課税を利用した贈与を行い、その後、事業を承継したBが事業を進展させて自社の株式の評価を上げても、相続税が増えることはない。

逆に、贈与を受けた時から株価が下落した場合にも、相続税は贈与時の株価に基づいて計算されるので、相続税が割高になってしまう。

[ケース3—1]の場合、Aが65歳以上で、かつBが20歳以上であるから、相続時精算課税が利用できる。相続時精算課税を選択した場合、贈与時における納税額は、

$$(1000万円 + 1億円 - 2500万円) \times 20\% = 1700万円$$

となり、贈与時に納める贈与税は、1700万円で済むことになる(相法21条の10—21条の13)。

なお、相続時精算課税を選択して贈与を受けた財産は、相続の際、贈与者の死亡時の価額ではなく贈与を受けた時の価額で贈与税を計算するので、甲社株式については、Aが死亡した時の相続税の計算にあたっては、相続時の2億円ではなく、贈与時の1000万円に基づいて贈与税が計算される。

暦年課税制度と相続時精算課税制度は選択的である。すなわち、BがAからの贈与について相続時精算課税を選択した場合、それ以降、Aからの贈与については暦年課税を選択することはできなくなる。そのため、生前贈与にあたり、暦年課税を選択するか、相続時精算課税を選択するかについては、それぞれのメリット・デメリットを十分考えて、適切な方法を選択すべきである。

(ウ) 非上場株式等贈与税納税猶予制度<sup>(44)</sup>

#### (A) 概要

経営承継円滑化法の制定にともない、中小企業の事業承継支援策の一貫として、平成21年度の税制改正により、租税特別措置法第70条の7の2の制定による上述(Ⅲ.1.(3)(イ)参照)の非上場株式等相続税納税猶予制度の創設とともに、租税特別措置法第70条の7の制定により、贈与によって後継者が取得した議決権に制限のない非上場自社株式に係る贈与税の100%が猶予される非上場株式等贈与税納税猶予制度(以下「贈与税納税猶予制度」という。)が設けられた。

贈与税納入猶予制度とは、経営承継円滑化法第12条第1項第1号に定める経済産業大臣の認定を受けた非上場会社等(以下「認定贈与承継会社」という。)において、後継者である受贈者(以下「経営承継受贈者」という。)が先代の経営者(以下「贈与者」という。)から株式等を贈与により取得して、認定贈与承継会社の経営を承継する場合に、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、発行済株式または出資の総数または総額の3分の2までの部分を上限として、その取得した株式等に係る贈与税価額の100%(全額)の納入が猶予されるとい

う制度である（措法70条の7第1項）。

ただし、贈与後5年間は雇用確保をはじめとする事業継続要件を満たすことが要件となる（同条4項）。

また、先代経営者（贈与者）が死亡した場合、経営承継受贈者が先代経営者より先に死亡した場合、その他一定の場合には、納税猶予されている贈与税が免除される（同条16項・17項）。

(B) 贈与税納税猶予制度の適用を受けるための要件

この制度の適用を受けるためには、以下の要件を満たす必要がある。

(a) 計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認（贈与前に）

贈与税納税猶予制度の適用を受けようとする会社は、会社が経営承継円滑化法第2条で定義される「中小企業者」に該当した上で、贈与の前に、経営承継円滑化法施行規則第15条第1号から第5号まで（後継者の相続が開始した場合に新たに後継者になることが見込まれる者がいる場合は、第1号から第6号まで）に掲げる要件のいずれにも該当することについて、同規則第16条第1項の「経済産業大臣の確認」を、同規則第16条第2項に定める様式第20の申請書によって、受けておく必要がある。これは、贈与後、相続税の申告日までに経済産業大臣の認定を受けるための前提条件である（経営承継規6条1項7号ト(4)・(6)）。

相続税納税猶予制度の場合には、被相続人が60歳未満で死亡した場合や、相続人が被相続人の死亡の直前において役員でありかつ被相続人の死亡の直前の保有株式を公正証書遺言により取得した株式の合計額が総議決権数の過半数である場合には、この確認は不要である（経営承継規6条1項8号ト(3)(i)(ii)(iii)・(5)(i)(ii)）とされたが、贈与税納税猶予制度にはそのような例外規定はない<sup>(45)</sup>。

経営承継円滑化法施行規則第15条に定められている主な要件は以下のとおりである。

- ①当該中小企業者（経営承継規1条1項・経営承継2条）が会社であること（経営承継規15条1号）
- ②当該中小企業者が上場会社等または風俗営業会社でないこと（同条2号）
- ③当該中小企業者に「特定後継者」（代表者が死亡・退任した場合における新たな代表者であって、代表者から相続・遺贈・贈与により株式等および事業資産等を取得することが見込まれるもの等）がいること（同条3号）。
- ④当該中小企業者に「特定代表者」（代表者であって、同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の50%を超える議決権数を有し、かつ、当該代表者が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らないもの等であってその親族に特定後継者がいるもの）がいること（同条4号）。
- ⑤特定代表者が有する当該中小企業者の株式等および事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること（同条5号）。
- ⑥特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（特定代表者または特定後継者の親族に限る）がいること（同条6号）。

- (b) 租税特別措置法第70条の7に定める要件（贈与の直前または贈与時の要件）

贈与税納税猶予制度の適用を受けるためには、租税特別措置法第70条の7の定める次の要件を満たさなければならない。

- (i) 認定贈与承継会社に関する主な要件

- ①贈与時において、当該会社の常時使用従業員数が1人以上であること（措法70条の7第2項1号イ、措規23条の9第4項）。
- ②贈与時において、当該会社が、資産保有型会社（総資産と5年以内の配当の合計額に対する特定資産（自ら使用していない不動産

や現預金等（措規23条の9第14項，経営承継規1条12項2号）と5年以内の配当の合計額の割合が70%以上の会社）または資産運用型会社（総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上の会社）のうち政令で定めるものでないこと（措法70条の7第2項1号ロ・8号・9号，措令40条の8第5・18・19・20・21項）。

- ③贈与時において，当該会社および特別関係会社（当該会社と政令で定める特別の関係にある会社（措令40条の8第6項））の株式等が非上場株式等であること（措法70条の7第2項1号ハ）。
- ④贈与時において，当該会社が風俗営業会社でないこと（措法70条の7第2項1号ニ）。
- ⑤贈与日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額がゼロを超えること（措法70条の7第2項1号ヘ，措令40条の8第8項1号）。
- ⑥贈与時において，拒否権付種類株式（会社108条1項8号）を経営承継受贈者以外の者が有していないこと（措法70条の7第2項1号ヘ，措令40条の8第8項2号）。
- ⑦贈与時において，当該会社の特別関係会社が経営承継円滑化法第2条に規定する中小企業者であること（措法70条の7第2項1号ヘ，租令40条の8第8項3号）。

(ii) 経営承継受贈者に関する主な要件

贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには，受贈者は，「経営承継受贈者」でなければならない。経営承継受贈者に該当するためには，租税特別措置法第70条の7第2項第3号に定める要件をすべて満たしている必要がある。その要件のうち主なものは次のとおりである。

- ①贈与時において，当該個人が贈与者の親族であり，かつ，贈与の日において20歳以上であること（措法第70条の7第2項3号イ）。

- ②贈与時において、当該個人が当該会社の代表権を有していること（措法70条の7第2項3号ロ）。
- ③贈与時において、当該個人および同族関係者（当該個人と政令で定める特別の関係がある者（措令40条の8第10項））の有する当該会社の議決権数の合計が、総議決権数（株主総会決議事項の全部につき議決権行使ができない株式を除く）の50%を超えること（措法70条の7第2項3号ハ）。
- ④贈与時において、当該個人が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らないこと（措法70条の7第2項3号ニ）。
- ⑤当該個人が、贈与時から当該贈与日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限まで当該株式等のすべてを有していること（措法70条の7第2項3号ホ）。
- ⑥当該個人が贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、当該会社の役員（株式会社の取締役・会計参与・監査役（会社法329条1項）または持分会社の業務執行社員）であったこと（措法70条の7第2項3号ヘ、措規23条の9第10項）。
- ⑦当該個人が贈与の直前において、経営承継円滑化法施行規則第16条第1項に規定する経済産業大臣の確認を受けた会社の特定後継者（経営承継規15条3号）であること（措法70条の7第2項3号ト、措規23条の9第11項）。

(iii) 贈与者に関する主な要件

- ①贈与時前に代表権を有していた個人で、贈与の直前において、当該個人および同族関係者の有する議決権の数が総議決権数の50%を超える数であること（措法70条の7第1項、措令40条の8第1項1号）。
- ②贈与時前に代表権を有していた個人で、贈与の直前において、当該個人が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らないこと（措法70条の7第1項、措令40条の8の2第1項2

号)。

- ③贈与時において、当該個人が当該会社の役員（株式会社の取締役・会計参与・監査役（会社法329条1項）または持分会社の業務執行社員）でないこと（措法70条の7第1項，租令40条の8の2第1項3号）。

なお、上記の要件は、相続税納税猶予制度の適用を受けるための要件と類似しているが、主な相違点は以下の3点である<sup>(46)</sup>。

- ・経営承継受贈者が贈与日において20歳以上でなければならないこと（上記(ii)④）。
- ・経営承継受贈者が贈与日まで引き続き3年以上にわたり、当該会社の役員でなければならないこと（上記(ii)⑥）。
- ・贈与者が贈与時において当該会社の役員を退任していなければならないこと（上記(iii)③）。

(c) 経済産業大臣の認定（贈与税の申告期限までに）

贈与税納税猶予制度の適用を受けようとする会社は、さらに、贈与税の申告期限までに、経営承継円滑化法第12条第1項に定める経済産業大臣の認定（経営承継円滑化法施行規則第6条第1項第7号の事由に係るものに限る）を、同施行規則第7条第2項に定める様式第7の申請書によって、受けなければならない（措法70条の7第1項・2項1号・2項4号，措規23条の9第12項，経営承継12条1項1号，経営承継規6条1項7号・7条2項）。

この経済産業大臣の認定は、贈与税猶予制度の対象となる非上場株式の発行会社が、経営承継円滑化法第2条に定義する「中小企業者」に該当した上で、さらに、経営承継円滑化法施行規則第6条第1項第7号に掲げられている要件をすべて満たしていることを認定するものである。これらの要件は、上記(b)の租税特別措置法第70条の7に定める要件とほとんど共通しているが、一部の要件については、贈与認定申請基準日（贈与日が1月1日から10月15日までの場合10月15日，贈

与日が10月16日から12月31日までの場合当該贈与日等（経営承継規6条7項ハ）の時点で当該要件が満たされていることなどが追加されている。

経営承継円滑化法施行規則第6条第1項第7号に掲げられている要件のうち主なものは次のとおりである。

(i) 会社に関する主な要件

- ① 贈与時以後、上場会社等または風俗営業会社でないこと（経営承継規6条1項7号イ）（上記(b)(i)③④に対応）。
- ② 贈与日の属する事業年度の直前の事業年度開始日以後、資産保有型会社（総資産と5年間の配当等の合計額に対する有価証券・現預金等の特定資産（経営承継規1条12項2号）と5年間の配当等の合計額の割合が、70%以上の会社（経営承継規1条12項））でないこと（経営承継規6条1項7号ロ）（上記(b)(i)②に対応）。
- ③ 贈与認定申請基準事業年度（贈与日の属する事業年度の直前の事業年度および贈与認定申請基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）において、資産運用型会社（総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が75%以上の会社（経営承継規1条13項））でないこと（同号ハ）（上記(b)(i)②に対応）。
- ④ 贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額がゼロを超えること（同号ニ）（上記(b)(i)⑤に対応）。
- ⑤ 贈与時において、常時使用従業員数が1人以上であること（同号ホ）（上記(b)(i)①に対応）。

(ii) 経営承継受贈者に関する主な要件

- ① 経営承継受贈者が代表者であって、贈与時において、同族関係者（経営承継規1条9項）と合わせて当該会社の総議決権数の50%を超える議決権数を有し、かつ、経営承継受贈者が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らないこと（経営承継規6条1項7号ト(1)）。（上記(b)(ii)②③④に対応）。



- ②贈与時において、経営承継受贈者が贈与者の親族であること（同号ト(2)）。（上記(b)(ii)①に対応）。
- ③贈与日において、経営承継受贈者が20歳以上であること（同号ト(3)）。（上記(b)(ii)①に対応）。
- ④贈与の直前において、経営承継受贈者が経営承継円滑化法施行規則第16条1項の経済産業大臣の確認を受けた中小企業者の特定後継者（経営承継規15条3号）であり、かつ、贈与日まで引き続き3年以上にわたり当該会社の役員（株式会社の取締役・会計参与・監査役（会社法329条1項）または持分会社の業務執行社員）であること（同号ト(4)）。（上記(b)(ii)⑥⑦に対応）。
- ⑤贈与時以後、贈与者から贈与によって取得した株式等のうち租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けようとする株式等の全部を有していること（同号ト(5)）。（上記(b)(ii)⑤に対応）。

(iii) 贈与者に関する主な要件

- ①贈与の直前において、贈与者が経営承継円滑化法施行規則第16条1項の経済産業大臣の確認を受けた特定代表者（経営承継規15条4号）であること。（経営承継規6条1項7号ト(6)）。
- ②贈与の直前において、贈与者が、同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の50%を超える議決権数を有し、かつ、当該被相続人が有する議決権数がいずれの同族関係者の議決権数をも下回らなかった者であること（同号ト(7)）。（上記(b)(iii)①②に対応）。
- ③贈与時において、贈与者が当該会社の役員（株式会社の取締役・会計参与・監査役（会社法329条1項）または持分会社の業務執行社員（経営承継規6条7号ト(4)）でないこと。（同号ト(8)）。（上記(b)(iii)③に対応）。

(d) 担保提供

贈与税納税猶予制度の適用を受けるためには、納税が猶予される相続税額および利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要がある

(措法70条の7第1項)。

もともと、贈与税の納税猶予の適用を受ける非上場株式会社等(以下「特例受贈非上場株式会社等」という)のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額にみあう担保があったものとみなされる(措法70条の7第7項)。

したがって、特例受贈非上場株式会社等以外に担保に供する資産がなくても、贈与税の納税猶予の適用を受けることが可能である。

### (C) 納税猶予の取消(事業継続要件)

贈与税申告後も、納税猶予の取消事由が存在しない限り、経営承継受贈者は、贈与税の納税猶予の適用を受けることができる。

ただし、引き続き贈与税納税猶予の適用を受けようとする場合には、その旨や会社の経営に関する事項等を記載した様式第11による報告書を、贈与税申告期限後5年間、毎年、経済産業大臣に提出する必要がある(経営承継規12条1項・2項)。

一旦贈与税の納税猶予の適用を受けたことができたとしても、経営贈与承継期間(贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年または贈与者の死亡日のいずれか早い日(措法70条の7第2項6号))内に租税特別措置法第70条の7第4項第1号から第17号までのいずれかに掲げられた事由が存在する場合には、納税猶予が取り消され、経営承継受贈者は、納税が猶予されていた贈与税および利子税を納付しなければならない(措法70条の7第4項、措令第40条の8第24項)。

例えば、以下の場合に、納税猶予が取り消される。

- ①経営贈与承継期間内に経営承継受贈者が会社の代表者でなくなった場合(措法70条の7第4項1号)。
- ②経営贈与承継期間内に常時使用従業員の数が贈与時の常時使用従業員の数の80%を下回った場合(措法70条の7第4項2号、措令第40条の7第22項)。
- ③経営贈与承継期間内に経営承継受贈者およびその同属関係者等が保

有する議決権数が総議決権の50%以下となった場合（措法70条の7第4項3号）。

④経営贈与承継期間内に経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等の一部の譲渡または贈与をした場合（措法70条の7第4項5号）。

⑤経営贈与承継期間内に認定贈与承継会社が解散した場合（措法70条の7第4項8号）。

⑥経営承継期間内に認定贈与承継会社の総収入金額がゼロとなった場合（措法70条の7第4項10号）。

(D) 猶予税額の免除

次の場合には、その日から6か月以内に免除届出書を提出することにより、納税が猶予されている贈与税の納付が免除される（措法70条の7第16項）。

①贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合（同項1号）。

②当該贈与者が死亡した場合（同項2号）。

さらに、経営贈与承継期間経過後に、経営が悪化したことにより特例受贈非上場株式等の価値が下落し譲渡対価をもって猶予税額を納付することができない場合や、破産手続開始の決定または特別清算の開始命令があった場合等には、経営承継受贈者からの免除申請に基づき猶予税額の免除を受けることができる。この場合は、該当することとなった日から2か月以内に免除申請を行う必要がある（措法70条の7第17項）。

(E) 贈与者の死亡による相続税の猶予制度への切り替え<sup>(47)</sup>

贈与税納税猶予制度の適用対象であった先代経営者（贈与者）が亡くなった場合には、納税猶予されていた株式等の贈与税額は免除となるが、代わりに、当該株式を贈与時の価額によって承継者（受贈者）が先代経営者から相続したとみなして相続税を課税される（措法70条の7の3）。その場合、一定の要件を満たし、相続開始時に、会社が

特例の適用要件を満たしていることについての経済産業大臣の確認を取得し、かつ、担保を提供した場合には、贈与税納税猶予対象株式の80%について、租税特別措置法70条の7の4に基づく相続税納税猶予制度を適用できる。

租税特別措置法70条の7の4に基づく相続税納税猶予制度の適用を受けるための要件は、租税特別措置法70条の7に基づく贈与税納税猶予制度の要件と類似している（措法70条の7の4第2項1号・2号・3号、措令40条の8の3第5項・40条の8の2第9項）が、事業継続要件は、既に贈与税納税猶予制度で要求されていた贈与税の申告期限後5年間の他に、新たに課せられるわけでない。ただし、相続開始の時点で、贈与税納税猶予制度の要件と類似の要件を満たしている必要があることから、贈与税申告期限から5年経過後に先代経営者が死亡し、死亡の時点では贈与税納税猶予のための事業継続要件を満たしていない場合（受贈者がすでに代表者を辞任している、他の親族に相続が発生し、受贈者が筆頭株主でなくなっているなど）には、通常の相続税が課せられるので注意を要する。贈与税納税猶予を受けている後継者は、いつ先代経営者に相続が発生してもいいように、贈与税の申告期限から5年を経過しても代表者を辞任しない、筆頭株主で居続ける等の、先代経営者に相続が発生した時点で経済産業大臣の確認に必要とされる要件は満たしておくように、留意する必要がある<sup>(48)</sup>。

#### Ⅳ. 信託を用いる方法その1：遺言代用信託と他益信託

##### 1. オーナー死亡時の事業承継：遺言代用信託による自社株式信託スキーム

###### (1) 遺言代用信託非分離型スキーム

〔ケース4-1〕

Aは、70歳になった機会に、信託会社との間で信託契約を結び、甲社の株式を対象に信託を設定し、信託契約において、当初は自らを、議決権行

使の指図権および剰余金配当請求権の受益者とし、自身に相続が発生した段階で、後継者Bに受益権を取得させる旨を信託契約において定めた。また、信託契約において、残余財産の帰属すべき者をBに指定した（信託182条1項2号）。

(ア) 遺言代用信託とは<sup>(49)</sup>

遺言代用信託とは、委託者の死亡を始期として信託から給付を受ける権利を取得する受益者について、以下の①または②の定めがある信託契約である（信託90条）。

①委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託（信託90条1項1号）。

②委託者の死亡の時以降に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託（信託90条1項2号）。

遺言代用信託は、遺言によって信託を設定する遺言信託（信託3条2号）と異なり、委託者の存命中の契約による信託の設定であり、遺言のような厳格な要件は要求されない。また、上記②の場合であっても、受益者は、信託行為に別段の定めがある場合を除き、委託者が死亡するまでは受益者としての権利（監督権能等）を有しない（信託90条2項）。

(イ) 遺言代用信託非分離型スキームの内容<sup>(50)</sup>

遺言代用信託による自社株式信託の非分離型スキーム（以下、「遺言代用信託非分離型スキーム」という。）とは、現経営者が生前にその有している自社の株式を信託財産として信託を設定し、相続発生前は自らが受託者に対する議決権行使の指図権を信託行為により付与された受益者として会社経営を行い、現経営者が死亡したときに受益者を後継者に指定する旨を信託契約において定めるものである（信託90条1項1号）。

受託者としては、会社と無関係な第三者がふさわしく、通常は信託

銀行その他の信託会社が選定されることになろう。同時に、信託契約に残余財産の帰属すべき者を受益者である後継者に指定して（信託182条1項2号）、信託が修了したときに、信託財産である株式を残余財産として受益者である後継者に帰属させることにより、事業承継を完結させることができる<sup>(51)</sup>。

(ウ) 遺言代用信託非分離型スキームの長所・短所

遺言代用信託による自社株式信託スキームには、以下の長所がある<sup>(52)</sup>。

- ①遺言書に関する相続をめぐるトラブル（遺言書の有効・無効に争いがある場合、複数の遺言が存在して遺言者の意思が明確でない場合など）の多くを回避できる。
- ②現経営者が存命中は経営権を保持でき、会社の経営が安定する。
- ③現経営の死亡時には、信託契約の定めにしたがって、後継者が、受託者に対する議決権行使の指図権が付与された受益権を取得する。遺言の執行や遺産分割の協議の手続を経ることなく受益者（後継者）は当然に議決権行使の指図権を取得するので、経営上の空白期間を生じさせることなく経営権の存続・承継をスムーズに行うことができる。
- ④現経営者の株式は信託銀行あるいは信託会社などの第三者が管理・保管しているので、現経営者の存命中の散逸が防止できる。
- ⑤信託終了後、残余財産である株式を受益者である後継者に帰属させることができる。
- ⑥現経営者が意思能力を欠くに至った場合の対策として、(i)委託者兼受益者である現経営者が意思能力を有する間はその指示に従い受託者が、(ii)現経営者が意思能力を欠くに至った後は、現経営者のために受託者の裁量で、(iii)現経営者の死亡後は受益者となった承継者の指図に従い受託者が、それぞれ議決権を行使することを定めておくことなどの活用が考えられる。

一方、信託を利用するスキームは、信託を用いない遺贈や生前贈与と比較した場合に、以下の短所がある<sup>(53)</sup>。これらは、信託を用いるスキームに共通の短所である。

①信託スキームの場合には、受託者に対する毎年の信託報酬が発生する。

この信託報酬も、株式の信託にかかるコストとして事業承継の計画を立てるにあたっては念頭におかなければならない。信託の報酬額が高くなると、株式の信託的譲渡の方法による事業承継が選択できるのは、その信託報酬を支払う資力のある収益性の高い中小企業に限られてくることになろう<sup>(54)</sup>。

②信託スキームを構築する際に引受先となる信託銀行等の受託者を探す必要がある。

株式の信託の受益者には、通常、信託銀行あるいは信託会社が就任するであろうが、株式の議決権行使をめぐる紛争を避けるため受託者への就任を断ることも予想される。そこで、その対応として、弁護士が受託者に就任することを検討すべきだとの提案がなされている<sup>(55)</sup>。

(F) 遺言代用信託非分離型スキームにおける遺留分問題<sup>(56)</sup>

(A) 信託と遺留分の関係

信託法では遺留分減殺請求について明記されていない。しかし、信託によって遺留分制度を侵害してはならないことについては、争いがない<sup>(57)</sup>。

したがって、遺言代用信託による自社株式信託スキームにおいても、現経営者に推定相続人が2人以上おり、かつ、自社株式が現経営者の遺産全体に占める割合が大きい場合は、現経営者に相続が発生した場合、後継者以外の他の相続人から当該株式について遺留分減殺請求を行使されるリスクが生じうる<sup>(58)</sup>。

(B) 遺留分減殺請求の対象、減殺請求の相手方、遺留分算定の基礎と

なる財産の価額<sup>(59)</sup>

遺留分減殺請求の対象（受益権か信託財産か）、減殺請求の相手方（受益者か受託者か）、遺留分算定の基礎となる財産の価額（受益権の価額か信託財産の価額か）に関しては、明文の規定がなく、学説上争いがある。学説は、大別して、次の3つの立場に分類できるであろう<sup>(60)</sup>。

- ①減殺請求の対象は受益権であり、減殺請求の相手方は受益者であり、遺留算定の基礎となる財産の価額は受益権の価額であるとする立場<sup>(61)</sup>。
- ②減殺請求の対象は信託財産であり、減殺請求の相手方は受託者であり、遺留分算定の基礎となる財産の価額は信託財産の価額であるとする立場<sup>(62)</sup>。
- ③①と②の何れも可能で、遺留分減殺請求者は、受益者を相手方として受益権を対象に遺留分減殺請求をすることもできるし、受託者を相手方として信託財産を対象に遺留分減殺請求をすることもできるとする立場<sup>(63)</sup>。

この問題に結論を出すためには、解釈論のみならず、究極的には、信託制度と遺留分制度のどちらを優先させるべきか、あるいは、遺言者の意思と遺留分権利者の保護のどちらを優先させるべきかという政策的検討が必要であろう。

信託を用いた事業承継スキームについてのリーガルリスクを減少させて、信託制度の利用の促進を図るという観点からは、早期に立法的解決を図ることが望ましいと考える。

(C) 経営承継円滑化法の遺言代用信託スキームへの適用の可能性

遺言代用信託スキームにおける遺留分についての問題への対応策の1つとして、遺贈の場合と同様に、経営承継円滑化法に基づく「除外合意」を用いることができるであろうか。

経営承継円滑化法第4条は、「旧代表者」の推定相続人に「除外



合意」ないし「固定合意」を認めており、「旧代表者」は、同法第3条第2項によって、後継者に対して「株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）の贈与をしたもの」と定義されている。

遺言代用信託非分離型スキームでは、現経営者は、信託契約によって株式等を受託者に信託譲渡し、後継者には、現経営者の死亡時に、利益受益権（利益剰余金配当受領権）および元本受益権（議決権行使の指図権および残余財産請求権）を与える。利益受益権も、元本受益権も「株式等」の権利の一部ではあるといえるが、「株式等」そのものではない。したがって、遺言代用信託非分離型スキームにより事業承継を行おうとする現経営者は、「旧代表者」の定義には該当しないので、経営承継円滑化法第4条は、遺言代用スキームには適用されないといわざるをえない。

では、経営承継円滑化法第4条を、遺言代用信託非分離型スキームに類推適用する余地はないであろうか。

私見では、以下の理由により、経営承継円滑化法第4条を、現経営者が「受託者に対する株式等の議決権行使の指図権を信託における受益権として後継者に与えた場合」に類推適用することができると思ふ。

- ①遺留分減殺請求権の行使が遺留分権利者の任意とされており（民1031条）、家庭裁判所の許可を条件に遺留分の放棄も認められている（民1043条）ところ、「除外合意」・「固定合意」ともに、遺留分権利者の合意が前提になっており、また、家庭裁判所の許可が条件となっている（経営承継第8条1項）ので、類推適用を認めたとしても、民法が認めている範囲を超えて遺留分権利者の権利を侵害することにはならないと考えられる。
- ②遺言代用信託スキームの長所に鑑みて、今後遺言代用信託スキーム

を用いた事業承継を希望する中小企業が増えると思われるが、その際に、「除外合意」・「固定合意」を類推適用することは、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資するという経営承継円滑化法の立法趣旨（経営承継1条）により沿っていると考えられる。

上記のとおり、私見では「除外合意」・「固定合意」を信託スキームに類推適用することができると思うが、法律の明確化を図り、事業承継を行い易くするためには、経営承継円滑化法の改正により、「除外合意」・「固定合意」を信託を用いた事業承継スキームの場合にも適用できることを明確にすることがより望ましいことはいうまでもない。

#### (D) 遺留分対策としての分離型スキーム

遺贈の場合には可能ではないが、信託を用いるスキームの場合には可能な遺留分問題への対応策として、次のⅣ.1.(2)で述べる「遺言代用信託による自社株式信託の収益受益権・元本受益権分離型スキーム」がある。

#### (㊦) 遺言代用信託非分離型スキームにおける相続税問題

##### (A) 信託に関する相続税・贈与税の課税関係

相続税法第9条の2により、信託の設定や受益者の変更に伴い適正な対価が支払われなかった場合は、死亡に基因するときは遺贈、それ以外のときは贈与とみなされる。そして、遺贈とみなされた場合は、相続税の課税関係が発生し、贈与とみなされた場合は、贈与税の課税関係が発生する<sup>(64)</sup>。

詳細は以下のとおりである。

- ①信託の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに受益者等となる者がある場合には、受益者等となる者は、その信託の効力が生じた時点で、その信託に関する権利を、委託者から、贈与（委託者の死亡に基因して信託の効力が生じた場合には、遺贈）により

取得したものとみなされる（相法9条の2第1項）。

- ②受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに受益者等が存することになった場合には、新たな受益者等が存することになった時点で、新たな受益者等は、その信託に関する権利を、受益者等であった者から、贈与（受益者等であった者の死亡に基因して新たに受益者等が存することとなった場合には、遺贈）により取得したものとみなされる（相法9条の2第2項）。
- ③受益者等の存する信託について、一部の受益者等が存しなくなった場合において、適正な対価を負担せずに、既に受益者等である者が新たに利益を受けることになるときは、一部の受益者が存しなくなった時点で、当該利益を受ける者は、一部の受益者等であった者から、贈与（一部の受益者等であった者の死亡に基因して当該利益を受けた場合には、遺贈）により取得したものとみなされる（相法9条の2第3項）。
- ④受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、または帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、または帰属すべき者となった時点で、残余財産の給付を受けるべき、または帰属すべき者となった者は、当該信託の残余財産を、受益者等から、贈与（受益者等の死亡に基因して信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなされる（相法9条の2第4項）。

ここで、「受益者等」とは、信託の受益者としての権利を現に有する者および特定委託者をいう（相法9条の2第1項）。

「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（他者との合意により信託の変更をすることができる権限を含み、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限を除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう（相法9条の2第

5項，相令1条の7)。

(B) 遺言代用信託非分離型スキームにおける相続税納税猶予制度の適用の可能性について

遺言代用信託非分離型スキームでは，後継者は現経営者の死亡に基因して受益権を取得するので，相続税の課税関係が発生する（相法9条の2第1項）<sup>(65)</sup>。

したがって，遺言代用信託による自社株式信託スキームにおいても，相続税対策として，相続税納税猶予制度を利用することができるかが問題となる<sup>(66)</sup>。

現行法上，相続税納税猶予制度の適用を受ける「経営承継相続人等」とは，被相続人から相続または遺贈により「株式等」（株式または出資をいう（措法70条の7の2第1項））の取得をした個人でなければならず（措法70条の7の2第2項3号），「議決権行使の指図権」は「株式等」には含まれないため，遺言代用信託スキームに対して相続税納税猶予制度は適用されない。したがって，相続税納税猶予制度を信託を利用した事業承継スキームに適用するためには，立法的措置が必要となる。

この点に関して，「信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会」は，平成20年9月，中間整理を発表し，後継者の相続税の納税猶予制度について，以下の論点整理を行っている<sup>(67)</sup>。

○株式の信託を行った場合，相続の対象は信託受益権。相続税の納税猶予制度の趣旨に照らして，如何なる要件を満たせば，株式に係る信託受益権を株式と同一視することができるか。

○納税猶予制度の対象となるためには，

(1)被相続人が同族関係者と合わせて，発行済議決権株式数（完全無議決権株式のみを除く。(2)において同じ。）の過半数を保有し，かつ，筆頭株主（相続人たる後継者を除

く。)であること

(2)相続人たる後継者が同族関係者と合わせて、発行済議決権株式数の過半数を保有し、かつ、筆頭株主であることが要件。

信託を利用した場合、被相続人および相続人の要件はどのように判定するのか。その際、

①議決権行使の指図権を受益者でなく、委託者が保有している場合

②複数の受託者がいる場合であって、特定の受益者に議決権行使の指図権を集中させる場合  
についての考え方を整理することが必要。

○「議決権行使の指図権」は、信託受益権とは別個の、信託契約から発生する権利と考えられるが、相続税法上の株式の評価において、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価することとされていることも踏まえ、「議決権行使の指図権」に関し、相続税法上の評価を検討することが必要。

○相続回避行為を惹起する懸念を払拭することが必要。

## (2) 遺言代用信託分離型スキーム

[ケース 4-2]

Aは、70歳になった機会に、信託会社との間で、甲社の全株式を対象に信託を設定し、信託契約において、次のように定めた。

①当初はA自らが受益者として会社経営を行い、

②Aに相続が発生した段階で、受益権を、「収益受益権」(剰余金配当請求権など株式の地位に基づく経済的利益を受ける権利)と「元本受益権」(信託行為によって付与された議決権行使の指図権および信託終了時の残余財産である株式の帰属権など収益受益権以外の権利)とに分けて、後継者Bに「元本受益権」を、非後継者Cに「収益受益権」を取得させる。

③残余財産の帰属すべき者を後継者Bに指定する（信託182条1項2号）。

(ア) 遺言代用信託分離型スキームの内容<sup>(68)</sup>

遺言代用信託の収益受益権・元本受益権分離型スキーム（以下「遺言代用信託分離型スキーム」という。）による自社株式の信託とは、通常、現経営者が生前にその有している自社株式を信託財産として信託を設定し、当初は自らが受益者として会社経営を行い、現経営者に相続が発生したときに、受益権を元本受益権と収益受益権に二分化したうえで、後継者に元本受益権を、非後継者に収益受益権を、それぞれ取得させる旨を信託契約において定める方法をいう。

同時に、信託契約に残余財産の帰属すべき者を受益者である後継者に指定して（信託182条1項2号）、信託が終了したときに、信託財産である株式を残余財産として受益者である後継者に帰属させることにより、事業承継を完結させる。

このように、信託スキームを活用することにより、非後継者の遺留分や生活保障にも配慮しつつ議決権の分散化を回避できる。

(イ) 遺言代用信託分離型スキームにおける遺留分問題

経営承継円滑化法の類推適用の可能性について、遺言代用信託非分離型スキームについて述べたことと同様の議論が可能であるので、私見では、遺言代用信託分離型スキームにおいても、経営承継円滑化法第4条を類推適用できると考える。したがって、「除外合意」の利用が可能であると解する。

しかし、遺言代用信託分離型スキームにおいては、非後継者に収益受益権を取得させるため、非後継者が遺留分減殺請求権を有する可能性は低くなり、「除外合意」を利用しなければならなくなる局面は少ないであろう。

また、後継者が取得するのは元本受益権のみであるから、遺留分算定の基礎として算定される特別受益の額は遺言代用信託非分離型スキ

ームの場合に比べ低くなるので、その点でも、「除外合意」を利用しなければならなくなる局面は少ないであろう。

(ウ) 遺言代用信託分離型スキームにおける相続税問題

遺言代用信託分離型スキームにおいて、後継者は現経営者の死亡に基因して元本受益権を取得し、また、非後継者も現経営者の死亡に基因して収益受益権を取得するので、後継者、非後継者双方について、相続税の課税関係が発生する（相法9条の2第1項<sup>(69)</sup>）。

したがって、遺言代用信託分離型スキームにおいても、相続税対策として、相続税納税猶予制度を適用できるかが問題となるが、遺言代用信託非分離型スキームについて述べたとおり（Ⅳ.1.(1)(ウ)参照）、現行法のままでは、適用はできないと解さざるを得ず、立法的解決が図られる必要がある。

(3) 信託財産の税法上の評価方法<sup>(70)</sup>

遺言代用信託分離型スキームでは、現経営者の相続発生時（死亡時）に、後継者は元本受益権を、非後継者は収益受益権を取得し、それぞれ、取得した受益権の価値に応じて、相続税を支払う義務を負う。そこで、相続税の算定に当たり、これら信託の利益を受ける権利が税法上どのような方法で評価されるかが重要な意味を有する。

信託の利益を受ける権利の税務上の評価方法は、財産評価基本通達202で定められている。原則的には、信託財産を元本受益権と収益受益権とに分け、それぞれの取得者が同一人か別々かにより評価の仕方が変わる。具体的には次のとおりである。

(ア) 元本受益権と収益受益権を同一の受益者が取得する場合

財産評価基本通達に従って評価した課税時期における信託財産の価額（財産評価基本通達202(1)）。

つまり、

信託財産の価値＝元本受益権の価値＋収益受益権の価値  
とされている。

(イ) 元本と収益の受益者が元本および収益の一部を受け取る場合

財産評価基本通達に従って評価した課税時期における信託財産の価額に、その受益割合を乗じて計算した価額（同通達202(2)）。

(ウ) 元本受益権と収益受益権を別々の者が取得する場合

①元本受益権

財産評価基本通達に従って評価した課税時期における信託財産の価値から、②により評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受け取る権利の価額を控除した価額（同通達202(3)イ）。

つまり、

元本受益権の価値＝信託財産の価値－収益受益権の価値

とされている。

②収益受益権

課税時期の現況において推算した、受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額（同通達202(3)ロ）。

つまり、

収益受益権の価値＝収益受益権者が将来受けとる利益の現在価値

とされている。

財産評価基本通達202は、財産の価値はその財産が生み出す将来の利益の現在価値であるとするファイナンス理論とも整合しており、合理的な規定であると評価できるであろう。

2. オーナー生前時の事業承継：他益信託による自社株式信託スキーム

(1) 他益信託非分離型スキーム

〔ケース5－1〕

Aは、70歳になった機会に、信託会社との間で信託契約を結び、甲社の株式を対象に信託を設定し、信託契約において、次のとおり定めた。



- ①後継者Bを受益者とする。
- ②議決権行使の指図権をAに残す。
- ③信託の終了時期を、Aの相続発生時とする。
- ④残余財産の帰属権者を後継者Bに指定する（信託182条1項2号）。

(ア) 他益信託とは、

他益信託とは、受託者の行う財産の管理処分が、委託者本人の利益のためではなく、それ以外の第三者である受益者の利益のためになされる信託である。

これに対して、受託者の財産の管理・処分が同一人である委託者兼受益者の利益のためになされる信託を自益信託という<sup>(71)</sup>。

(イ) 他益信託非分離型スキームの内容<sup>(72)</sup>

他益信託を利用した自社株式の信託の非分離型スキーム（以下「他益信託非分離型スキーム」という。）は、例えば、次のような形で事業承継に用いられる。

現経営者が生前に、自ら有する自社株式を対象に信託を設定し、信託契約において、以下の内容を定める。

- ①現経営者に相続が発生したときではなく、現経営者の生前の信託契約時に、後継者を受益者とする。
- ②受託者に対する議決権行使の指図権を、現経営者に残す。
- ③信託の終了時期を、例えば、現経営者の相続発生時とする。
- ④残余財産の帰属権者を後継者に指定する（信託182条1項2号）。

この方法により、現経営者は、経営を移した後も経営権を実質的に保持し続けることができ、信託の終了時に、後継者が残余財産として信託されている当該自社株式の交付を受けて、後継者の経営権は確立し、事業承継が完了する。

生前贈与と比較して、他益信託による株式の信託スキームは、経営を移した後も議決権を現経営者に留保することによって、一定期間現

経営者が経営に積極的に関与することが可能である点が長所である。

また、後継者が残余財産として株式の交付を受ける信託の終了時期を、信託設定から10年経過時、現経営者の相続発生時など現経営者が任意に定めることができるので、承継対象会社の実情にあった信託終了時期の設定が可能である。

また、後述（Ⅶ.1参照）の種類株式を用いるスキームと比較して、①定款変更のための株主総会特別決議をするという手続きが不要である、②拒否権付種類株式は、後継者の意思で行った株主総会の決議を拒否することができるにとどまるが、他益信託スキームでは、積極的に会社の意思決定をすることができる、③拒否権付種類株式については、現経営者の相続発生時に、後継者以外の者が取得することのないようにする手当て（遺言の作成や現経営者の生前に消却するなど）が必要であるが、他益信託スキームではそのような手当ては不要であるなどの長所がある。

ただし、他益信託による株式の信託スキームには、受託者の選定の困難と受託手数料の発生という信託スキーム共通の短所がある。

#### (Ⅵ) 他益信託非分離型スキームにおける遺留分問題

現経営者の推定相続人が複数の場合は、非後継者である推定相続人により、生前に後継者について株式信託の受益権を取得させたことが特別受益であるとして、相続発生後、後継者が生前に取得した受益権の価額が遺留分算定の基礎財産に含まれるとみなされ（民法1044条・903条）、非後継者である推定相続人から慰留分減殺請求を行使される可能性がある。

この問題の対策として、生前贈与の場合と同様に、経営承継円滑化法第4条に基づく「除外合意」および「固定合意」を用いることができるか検討の余地がある。私見では、上述のとおり（Ⅳ.1.(1)(㉔)参照）、経営承継円滑化法第4条の類推適用が可能であると考えられる。

それに加えて、他益信託では、遺留分対策として、以下のⅣ.2.(2)

で述べる「他益信託の収益受益権・元本受益権分離型スキーム」が可能である。

(エ) 他益信託非分離型スキームにおける贈与税問題

受益者は信託設定に伴って無償で受益権を取得することになるので、課税関係は贈与税となる（相法9条の2第1項）。

贈与税の場合には税負担が多額になることも多いことから、相続時精算課税制度を併用するなどして、一時的な税負担の軽減を図る対策の検討も重要となる。

贈与税納税猶予制度の適用可能性が問題となるが、上述（Ⅳ.1.(1) (オ)参照）の相続税納税猶予制度と同様に、現行法のままでは適用できないと解さざるをえない。

(2) 他益信託分離型スキーム

〔ケース5-2〕

Aは、70歳になった機会に、信託会社との間で信託契約を結び、甲社の株式を対象に信託を設定し、信託契約において、次のとおり定めた。

①受益権を、「収益受益権」（剰余金配当請求権など株式の地位に基づく経済的利益を受ける権利）と「元本受益権」（信託行為によって付与された議決権行使の指図権および信託終了時残余財産である株式の帰属権など収益受益権以外の権利）に分けて、非後継者Cに「収益受益権」を、後継者Bに「元本受益権」を取得させる。

②信託の終了時期を、Aの相続発生時の2年後とする。

③残余財産の帰属権者を後継者Bに指定する（信託法182条1項2号）。

(ア) 他益信託分離型スキームの内容<sup>(73)</sup>

他益信託による自社株式信託の収益受益権・元本受益権分離型スキーム（以下「他益信託分離型スキーム」という。）では、受益権を収益受益権と元本受益権の二つに分け、後継者に元本受益権を帰属させて、受託者に対して議決権行使に当って後継者が指図する権限を付与

する一方、非後継者の推定相続人に収益受益権を帰属させておく。

また、信託終了事由を委託者である現経営者の相続開始時と定めず、例えば相続開始時の2年後と定め、相続問題の解決に要する時間程度は信託が存続するものとする。

#### (イ) 他益信託分離型スキームにおける遺留分問題

他益信託分離型スキームでは、非承継者である相続人に収益受益権を与えるので、遺留分減殺請求権行使のリスクが回避される可能性は高い。

また、経営承継円滑化法に基づく「除外合意」・「固定合意」の適用可能性については、前述のとおり(Ⅳ.1.1.(1)(㉔)参照)、私見では、類推適用が可能であると考ええる。

#### (ウ) 他益信託分離型スキームにおける贈与税問題<sup>(74)</sup>

信託の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに受益者等となる者がある場合には、受益者等となる者は、その信託の効力が生じた時点で、その信託に関する権利を、委託者から、贈与(委託者の死亡に基因して信託の効力が生じた場合には、遺贈)により取得したものとみなされる(相法9条の2第1項)。

他益信託分離型スキームでは、後継者、非後継者ともに無償でそれぞれ元本受益権、収益受益権を取得しているから、両者に対してはともに、信託設定時に、贈与税が課せられる。

後継者が有する元本受益権は、財産評価基本通達に従って評価した課税時期における信託財産の価値から、下記の方法により評価した収益受益権の価額を控除した価額と評価される。(財産評価基本通達202(3)イ)。

非後継者が有する収益受益権は、課税時期の現況において推算した、受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額(同通達202(3)ロ)と評価される。

贈与税対策として、通常どおり暦年課税とするか、相続時精算課税とするかをメリット・デメリットを比較して決定する。<sup>(75)</sup>

また、贈与税納税猶予制度については、上述のとおり（Ⅳ.1.(1)参照）、現行法のままでは適用されないと解さざるをえない。

## V. 信託を用いる方法その2：後継ぎ遺贈型受益者連続信託

〔ケース6-1：遺言代用信託非分離型＋後継ぎ遺贈型受益者連続信託〕

Aは、70歳になった機会に、信託会社との間で信託契約を結び、甲社の株式を対象に信託を設定し、信託契約において、当初は自らを、議決権行使の指図権および剰余金配当請求権の受益者とし、自身に相続が発生した段階で、後継者Bに受益権を取得させ、Bに相続が発生した段階で、非後継者Cの長男Dに受益権を取得させる旨を信託契約において定めた。また、信託契約において、信託の終了時期をBの相続発生時の2年後とし、剰余財産の帰属すべき者をDに指定した（信託182条1項2号）。

〔ケース6-2：他益信託分離型＋後継ぎ遺贈型受益者連続信託〕

Aは、70歳になった機会に、信託会社との間で、甲社の株式を対象に信託を設定し、信託契約において、受益権を、「収益受益権」（剰余金配当請求権等株式の地位に基づく経済的利益を受ける権利）と「元本受益権」（信託行為によって付与された議決権行使の指図権）に分けて、非後継者Cに「収益受益権」を、後継者Bに「元本受益権」を取得させると定めた。また、信託契約において、Bに相続が発生した場合は、元本受益権の受益者はCの長男Dとなる旨、Cに相続が発生した場合もCの長男Dが収益受益権の受益者となる旨を定めた。さらに、信託の終了時期をBの相続発生時とCの相続発生時のうちいずれか遅い時点の2年後とし、剰余財産の帰属すべき者をDに指定した（信託182条1項2号）。

### 1. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用するスキーム<sup>(76)</sup>

例えば、後継者の妻子には事業を承継させたくないなど、現経営者とし

て、後継者の死亡後の事業承継についても自己の要望を反映したい場合も少なからずあるといわれている。しかし、今までに述べた、遺贈、生前贈与、遺言代用信託（非分離型・分離型）、他益信託（非分離型・分離型）では、かかるニーズには対応できない。

信託法第91条に、後継ぎ遺贈型受益者連続信託が明記されたことにより、このようなニーズに応えることが可能となった。

すなわち、信託法第91条では、「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託」の存在が明記され、当該信託は、「信託がされた時から30年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する」と定められた。

後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、今後多方面で利用されることが期待されているが、事業承継においては、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の導入によって、現経営者が、後継者の更に次の後継者を指定するということが可能となった。

後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、遺言代用信託（非分離型・分離型）とも、他益信託（非分離型・分離型）とも、組み合わせることでできると解される<sup>(77)</sup>。〔ケース6-1〕は、遺言代用信託非分離型と組み合わせた例であり、〔ケース6-2〕は、他益信託分離型と組み合わせた例である。

## 2. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託スキームにおける課税評価<sup>(78)</sup>

### (ア) 税法上の規定

税法上、後継ぎ遺贈型受益者連続信託（信託91条）、受益者指定権等を有する者の定めのある信託（信託89条1項）その他これらの信託に類するものとして政令で定めるものは、「受益者連続型信託」として定義されている（相法9条の3第1項、相令1条の8）。

受益者連続型信託の信託財産の課税上の評価については、相続税法第9条の3および相続税法基本通達9の3-1に規定されている<sup>(79)</sup>。

同通達によれば、受益者連続型信託においては、収益受益権の価値は「信託財産の全部の価値」と評価され（相続税法基本通達9の3-1(2)）、逆に元本受益権はゼロと評価される（相続税法基本通達9の3-1(3)）。その結果、収益受益権を適正な対価を負担せずに取得した者が、信託財産全部の価値について贈与税（委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には相続税）を課税される。一方、元本受益権者は、贈与税または相続税を課税されないが、当該信託が終了した場合において適正な対価を負担せずに残余財産を取得したときには、当該残余財産について贈与税または相続税を課税される（相法9条の2第4項）。

#### (イ) 適用事例

〔ケース6-1〕では、現経営者Aに相続が発生し、Bが受益権を取得した場合には、信託財産の全部の価値を後継者Bが取得したとしてBに相続税が課税される（相法9条の2第1項、9条の3第1項、相続税法基本通達9の3-1(1)）。また、Bに相続が発生し、Dが受益権を取得した場合には、その時点での信託財産の全部の価値をDが取得したとしてDに相続税が課税される（相法9条の2第2項）。さらに、残余財産がDに帰属した時点で、残余財産に関して受益者からDに贈与がなされたとしてDに贈与税が課税される。ただし、当該信託の終了の直前においてDが当該信託の受益者であった場合は、当該受益者として有していた当該信託に関する権利に相当するものは残余財産から除かれる（相法9条の2第4項）。本事例においては、信託終了の直前においてDはすでに唯一の受益者であるから、残余財産の帰属時には、Dには課税されない。

〔ケース6-2〕では、信託契約が効力を生じた時点で、「収益受益権」を取得した非後継者Cに対して、現経営者Aから非後継者Cに信託財産（甲社の株式）の全部が贈与されたとみなして、Cに贈与税が課せ

られる（相続税基本通達9の3-1(2)。「元本受益権」を取得した後継者Bには課税されない（相続税基本通達9の3-1(3)）。

Bに相続が発生してDが「元本受益権」を取得した場合、Dには課税されない（相続税基本通達9の3-1(3)）。

また、Cに相続が発生してDが「収益受益権」を取得した場合、Dは、Cから当該収益受益権の遺贈を受けたものとして、相続税を課税され（相法9条の2第2項）、その場合の「収益受益権」は、その時点での信託財産の全部の価額であると評価される（相続税基本通達9の3-1(2)）。

さらに、当該信託が終了し、Dが残余財産を取得する場合には、受益者からDに贈与がなされたとして、残余財産について贈与税が課せられる。ただし、当該信託の終了の直前においてDが当該信託の受益権者であった場合は、当該受益者として有していた当該信託に関する権利に相当するものは残余財産から除かれる（相法9条の2第4項）。本事例においては、信託終了の直前においてDはすでに唯一の受益者であるから、残余財産の帰属時には、Dには課税されない。

#### (ウ) 相続税基本通達9の3-1に対する批判

上述のとおり、〔ケース6-2〕では、議決権行使の指図権によって会社の支配権を有することになった後継者Bの課税評価はゼロで、剰余金配当を受ける権利のみを取得した非後継者Cには、信託財産の全部の価額、すなわち甲社株式のすべてを取得したものとみなして贈与税が課税されることになる。

Cが取得した収益受益権は、剰余金配当を受ける権利のみであるから、この結果はCにとって不公平ではないであろうか。むしろ、Cが取得した収益受益権は、後継ぎ遺贈型受益者連続信託スキームではない通常の分離型スキームの場合の財産評価基本通達202(3)ロに基づく評価と同様に、Cが受け取るであろう剰余金配当額について、配当を受け取る期間を平均余命などを用いて統計的に計算し、その期間を前提に基準年利率



による複利現価率を用いて計算した金額をCの収益受益権の財産評価額とすべきであるとする。

Bが取得した元本受益権についても、後継ぎ遺贈型受益者連続信託スキームではない場合の、財産評価基本通達202(3)イによる元本受益権の評価と同様に、信託財産の価値から収益受益権の価値を差し引いた額として評価すべきであろう。すなわち、信託財産である甲社株式の価値からCの有する収益受益権の評価額を差し引いた額を、Bの取得した元本受益権の価値であると評価すべきであるとする。

## VI 信託を用いる場合その3：事業信託<sup>(80)</sup>

### 〔ケース7〕

Aが70歳になった機会に、後継者である長男Bが新たな会社（乙社）を設立し、甲社を委託者、乙社を受託者とし、甲社の株主Aを受益者とする信託契約を甲社と乙社の間で締結し、甲社の事業全部を乙社に信託した（正確には、甲社の事業のうち積極財産は信託され、消極財産は債務引受された）。信託の終了時期は、委託者（甲社）と受益者（甲社の株主A）との合意により決定することとした（信託164条1項）。

#### 1. 遺言代用信託・他益信託による自社株式信託スキームの限界

遺言代用信託や他益信託によって自社株式を信託するという事業承継スキームには、以下のような問題点がある。

- ① 株式の信託による事業継承スキームの場合、議決権行使を巡って他の株主と争いになる場合が考えられるので、信託銀行や信託会社が紛争に巻き込まれるおそれがある受託者となることを避ける結果、株式信託の受託者のなり手がいないことになりかねない。
- ② 受託者のなり手がみつかったとしても、信託報酬が高くなり、株式信託のコストがかかりすぎる場合がある。
- ③ 株式の信託の方法は事業所や事業部門が単一である場合には、その効果を十分発揮できる。しかし、例えば、事業所が複数ありそれぞれ

独立的性格がある会社とか、製造部門と販売部門のように異種の事業部門が複数ある会社において、それぞれ独立の認められる事業所や事業部門について後継者が現経営者の子の兄弟や親族など複数の関係者に分かれる場合には、現経営者の株式を1人の後継者に集中できないため、事業承継を目的とした株式の信託の方法を採ることはできない。

- ④ 採算がとれている事業部門と不採算の事業部門とが渾然一体となっており、不採算部門を整理して採算部門のみを後継者に引き継がせようとする場合には自社株式の信託の方法では対応できない。

そこで、株式の信託による方法でなく、事業全部を受託者に信託する方法（事業信託）が考えられる<sup>(81)</sup>

## 2. 事業信託とは

事業信託とは、特定の事業そのもの（事業経営権）を信託の対象とすることである。信託法第21条第1項第3号が「信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの」については、「信託財産責任負担債務」（受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務（信託2条9項））となると規定したことにより、委託者が負担する債務（消極財産）を受託者が信託債務として引き受けることが可能となり、事業を構成する積極財産および消極財産を併せた事業自体を信託したのと同様の状態を作りだすことができるようになった。正確には、事業のうちの積極財産は信託されるものの消極財産については債務引受の形式がとられることとなる<sup>(82)</sup>。

## 3. 事業信託スキームの内容<sup>(83)</sup>

事業信託による事業承継スキーム（以下「事業信託スキーム」という。）においては、例えば、〔ケース7〕の場合のように、甲社（承継対象会社）の株主である現経営者Aは事業信託により、甲社の事業の運営を受託者である新設した乙社（後継者Bが設立）に全面的に委ねる。Aの有する甲社の株主としての権利は受託者である新設した乙社の経営に直接干渉できな

い受益権に転換するので、後継者Bは、信託期間中は甲社の株主の意向を気にすることなく、甲社の事業活動に専念できる。

新設した乙社の経営に受益者が関与しないことが必要となるので、事業信託においては、その受益権には受託者に対する議決権行使の指図権を付与しない。

また、甲社の経営者Aが死亡しても、甲社の株式をめぐる遺産分割や遺留分減殺請求などの相続問題による影響を心配することなく、後継者Bは自らの意思に基づき乙社の名義で甲社の実態はそのままでの状態で事業経営を継続できる。

この場合、現経営者Aは、Aが有する甲社の株式を遺言によって後継者Bに相続させることにしておくべきである。これは、信託契約とは別の通常の遺言による株式の相続であるから、適用要件を満たすことができれば、後継者Bについて非上場株式等相続税納税猶予制度を利用できる。

信託終了の時期は、信託契約上、委託者（甲社）と受益者（甲社の株主A）の合意により決めることにしておけば、状況に応じた対応ができる。通常は、信託の目的が達せられたとき（信託163条1号）、すなわち、現経営者Aの相続問題が解決されて円滑な事業承継が完了したときとなろう。

なお、甲社が財産移転や債務承継など事業譲渡の実質を持つ事業信託を実行するためには、事業譲渡の手続と同様、事前に甲社の株主総会の特別決議が必要となると解される（会社467条・309条2項11号の類推適用）。

#### 4. 事業信託における課税問題<sup>(84)</sup>

事業承継を目的とする事業信託は、委託者を承継対象会社、受託者を新設会社、受益者を承継対象会社の株主とする他益信託となる。上述のとおり（Ⅳ.1.1.(1)(イ)参照）、現行税制上、当該他益信託の設定により新たに受益者となった者が何ら対価を負担していない場合、事業信託の設定段階でその権利を委託者から贈与により取得したものとみなされ、（相法9条の2第1項）贈与税が課せられる。

例えば〔ケース7〕において、事業信託によって新たに受益者となった

承継対象会社の株主であるAは、何ら対価を負担していないため、当該事業信託に関する権利を承継対象会社甲社から贈与によって取得したことになるものとみなされて贈与税を支払わなければならない。

この贈与税の税額がA（受益者）にとって過大な負担になる場合には、受益者となることができず、事業信託は実施できないこととなるので、事業信託により事業承継ができる中小企業はきわめて限定されてしまう。それでは、事業承継として有力な手段となりうる事業信託はほとんど利用できないこととなる。

そこで、安藤朝規弁護士は、この場合の贈与税を猶予する税法上の特例を設けることを提案しておられる。すなわち、「現行税制上、受益者が特定している場合は、信託の効力が発生した時に受益者に課税される（相税9条の2第1項、法税12条1項本文、所税13条1項本文）。これは、信託財産や信託財産から生じる所得は、形式的には受託者に帰属することになるが、経済的には受託者に帰属するという実質に着目しているからである。この場合の受託者は、信託財産から生じる所得や費用が受益者に帰属するときのパイプの役割を果たしていることから、『導管理論』（パス・スルー課税）とも言われる。しかし、事業承継のための事業信託は、株主の地位が受益社の地位に信託機能によって転換したにすぎず、実体に何ら変化がないのであるから、当該事業が新設会社において承継されている限り受益者は信託に関する権利を新たに取得していないとみなして、受託者の贈与税について納税を猶予する特例を設けるのである。』<sup>(85)</sup>とされる。

もっともな提案であり、このような立法が早期になされることを期待したい。

## Ⅶ. 会社法の株式に関する規定を利用する方法<sup>(86)</sup>

親族内事業承継スキームとしては、これまでに述べた方法のほかに、平成18年5月1日に施行された会社法の株式に関する規定を利用する方法がある。その主なものは、以下の通りである。

### 1. 種類株式の利用

(1) 議決権制限株式の発行（会社108条1項3号）

株式会社は、株主総会において議決権を行使することができる事項について異なる定めをした、内容の異なる株式を発行することができる（会社108条1項3号）。そこで、種類株式として議決権制限株式を発行して現経営者が取得する。その結果、現経営者は既に有していた議決権のある普通株式に加えて、議決権制限株式を有することになる。

種類株式を完全無議決権株式としておけば、種類株主総会の決議を要しないとすることができる（会社322条1項但書）。また、議決権制限株式の発行方法を既存の株主への無償割当て（会社185条）とすることにより、現経営者は新たな資金手当てなしに当該完全無議決権株式を取得できる。

その後、遺言により、後継者には普通株式を、非後継者である相続人には、完全無議決権株式を取得させることによって、遺留分減殺請求権行使のリスクを回避するとともに後継者に経営権を集中できる<sup>(87)</sup>。

(2) 拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）の発行（会社108条1項8号）<sup>(88)</sup>

まず、現経営者Aが生前に株主総会の特別決議によって定款を改正して拒否権付種類株式を発行し（会社108条2項8号・466条・309条2項11号）、普通株式を生前贈与によって後継者Bに贈与するが、拒否権付種類株式はAが保有する。この方法により、経営を後継者に移した後も、Aは、一定程度の経営権を掌握し続けることができる。

ただし、拒否権は、後継者の意向を反映した株主総会決議を拒否するという消極的なものとどまるので、Aの意向を積極的に経営に反映させることはできない。

この方法は、他益信託を設定し、経営を後継者に移すと同時に、収益受益権を後継者に与え、A自信は議決権行使の指図権を自己が保有するというスキームと類似しているが、他益信託の場合は、議決権行使の指図権によって、Aの意向を積極的に経営に反映させることができる<sup>(89)</sup>。

また、遺言により普通株式を後継者Bおよび非後継者Cに取得させて遺留分減殺請求権行使のリスクを回避するとともに、拒否権付種類株式を後継者のみに取得させることにより、後継者に拒否権という経営方針についての決定権をもたせるということもできる<sup>(90)</sup>。

しかし、拒否権付種類株式を発行している場合には、登記事項として表示されてしまうため（会社911条3項7号）、それが会社債権者の目に触れた場合に、事業承継が順調に進んでいないのではないかという不信感を抱かせてしまう可能性があるため、種類株式の利用は慎重に行うべきであろう<sup>(91)</sup>。

## 2. 議決権の属人的取扱い（会社109条2項・105条1項3号）

公開会社でない株式会社（全株式譲渡制限会社）においては、株主総会における議決権に関する事項につき、株主ごとに異なる取り扱い（議決権の属人的取扱い）を行う旨を定款で定めることができる（会社109条2項・105条1項3号）。

そこで、例えば、株主のうちで取締役である者のみが議決権を有する旨を定款で定めておき、当該会社の事業を承継させるべき後継者が取締役に就任し、非後継者である相続人を取締役としないことにより、非後継者の議決権行使を制限することで、後継者に経営権を集中できる<sup>(92)</sup>。

この属人的取扱いは登記事項でないため、この制度を利用しても会社外部の者の目に触れることはない。したがって属人的取扱いを利用することにより種類株式のデメリットをカバーしながら、事業承継対策を進めていくことも有用であろう<sup>(93)</sup>。

## 3. 相続人に対する売渡強制条項の定款の定め（会社174条）<sup>(94)</sup>

会社法施行後、自社の株式（譲渡制限株式に限る）を相続その他の一般承継で取得した者に対し、当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができるようになった（会社174条）。この旨を定款で定めておくことにより、相続発生後、後継者は、相続により分散した株式を、非後継者である相続人から自社株式として会社で買い取る

ことにより、経営権を集中することができる。

ただし、当該株式の対価は、自己株式の取得財源規制に服するので、当該売渡請求に基づく株式の買取りが効力を生ずる日における分配可能額（会社461条2項）を超えることはできない（会社461条1項5号）。したがって、それだけの余裕資金が会社に必要となる。

## VIII. 経営承継円滑化法に基づく金融支援<sup>(95)</sup>

### 1. 概要

経営承継円滑化法は、中小企業の経営承継支援の一環として、後継者個人および承継対象企業のそれぞれに対して、中小企業の経営承継に関する金融支援制度を設けている。その概要は第5表の通りである<sup>(96)</sup>。

第5表 経営承継円滑化法に基づく金融支援の概要

経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じる事由		
①	多額の資金需要の発生	相続に伴う株式、事業用資産等の非後継者への散逸を防ぐため、会社または後継者が取得するための多額の資金需要の発生
		株式の評価額が高まっている場合など、後継者に多額の相続税負担が発生
		親族内に後継者不在の場合は、親族以外が後継者となるための先代経営者の株式等を取得する必要が発生等
②	信用状態の低下	後継者が経営者として信用を得るまでの期間、取引先との取引条件が悪化（取引量の減少、支払サイト短縮等）
		後継者が経営者として信用を得るまでの期間、金融機関からの借入条件が悪化（新規借入れ困難、金利条件悪化）



経済産業大臣の認定（経営承継12条，経営承継規6条）
上記の事由が生じることにより、事業活動の継続に支障が生じていると認められる中小企業者（非上場会社および個人事業主）を経済産業大臣が認定し、金融支援を実施

↓ (経営承継13条)		↓ (経営承継14条, 経営承継規14条)	
会社の資金需要に対応 (個人事業主を含む。)		後継者の資金需要に対応	
中小企業信用保険法の特例		株式会社日本政策金融公庫法および 沖縄振興開発金融公庫法の特例	
信用保険の拡大 (別枠化)		代表者個人に対する融資の実施	
資金 使 途	株式・事業用資産等の買付資金 等	資金 使 途	株式・事業用資産等の買付資金 等
	信用状態が低下している場合の 運転資金等		相続等への資金対応
通常 普通保険 (2億円) 無担保保険 (8,000万円) 特別小口保険 (1,250万円)	+	拡大(別枠化) 普通保険 (2億円) 無担保保険 (8,000万円) 特別小口保険 (1,250万円)	通常 2.15%の 基準利益
		→ 特例 1.75%の 特別金利	
(平成20年10月時点)			

第1に、経営承継円滑化法第12条第1項に基づく経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（経営承継2条）（以下「認定中小企業者」という）の代表者（即ち先代経営者より経営を承継した後継者）は、以下の資金について、日本政策金融公庫（沖縄県では沖縄振興開発金融公庫）から低金利で融資を受けることができる（経営承継14条, 経営承継規14条）。

- ①後継者が相続により承継した債務であって認定中小企業者等の事業用資産を担保とする借入に係るものの弁済資金（経営承継規14条1号）
- ②認定中小企業者等以外の者が有する株式等または事業用資産等を、先代経営者の死亡または退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金（同条2号）
- ③先代経営者の死亡に起因する経営の承継に伴い、認定中小企業者等の



株式等もしくは事業用資産等をもってする分割に代えて後継者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割、または、後継者が有する認定中小企業者等の株式等もしくは事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合に株式等もしくは事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償を内容とする判決・裁判上または裁判外の和解・家事審判・調停が成立したことにより、後継者が負担した債務を支払うために必要な資金（同条3号）

④先代経営者の死亡または退任に起因して後継者が、相続・遺贈・贈与により取得した認定中小企業者等の株式等・事業用資産等に係る相続税または贈与税を納税するための資金（同条4号）

⑤①～④のほか、認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金（同条5号）

第2に、認定中小企業者による金融機関からの借入に対して、金融保証協会による保証枠が別枠で設けられている（経営承継13条）。

## 2. 認定の要件

経済産業大臣の認定の要件は、先代経営者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、先代経営者の資産のうち会社の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経営承継円滑化法施行規則第6条1項第1号から第6号に定める事由が生じているため、会社の事業活動の継続に支障が生じていると認められることである（経営承継12条1項1号・2号）。

経営承継円滑化法施行規則第6条に定める事由のうち主なものは次のとおりである。

- ①会社または後継者が、他の者が有する当該会社の議決権株式等または事業用資産等を取得する必要があること（経営承継規6条1項1号）
- ②後継者が相続・遺贈・贈与により取得した株式等・事業用資産等に係る多額の相続税または贈与税を納付することが見込まれること（同項2号）

### 3. 認定の手續

経営承継円滑化法第12条第1項に基づく経済産業大臣の認定を受けるためには、申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して申請を行う必要がある。

申請手続きは、経営承継円滑化法施行規則第7条1項に定められている<sup>(97)</sup>。

## IX おわりに

経営承継円滑法による民法特例および金融支援制度の創設ならびに租税特別措置法の改正による非上場株式等相続税・贈与税納税猶予制度の導入により、遺贈および生前贈与による親族内事業承継には新たな展開が期待できると思われる。

一方で、信託法の改正により、遺言代用信託、他益信託、後継ぎ遺贈型受益者連続信託および事業信託を利用した事業承継スキームが法制度上可能になった。信託を利用したこれらのスキームにはさまざまなメリットがあり、中小企業の経営承継の円滑化を促進するためには、今後このような信託スキームの発展を大いに図るべきであると考えます。しかし、経営承継円滑化法は、信託スキームを想定したものとは未だなっていない。民法特例（除外合意および固定合意）については、解釈により信託スキームに類推適用することは可能であると考えられるものの、経営承継円滑化法の改正により、立法的に信託スキームにも適用できることを明確にすることが望ましい。

非上場株式等相続税・贈与税納税猶予制度も遺言代用信託や他益信託を利用したスキームを想定した立法がなされていないため、相続税および贈与税の税負担が信託スキームの事業承継への利用を阻んでいるというのが現状である。非上場株式等相続税・贈与税猶予制度を信託スキームにも適用できるよう早期に改正すべきである。また、事業信託においても相続税・贈与税の猶予制度を設けるべきであると考えます。

収益受益権・元本受益権分離型の信託に関する現在の税制は、跡継ぎ遺贈型受益者連続信託でない場合は、一定の合理性を有すると思われる。しかし、

分離型の後継ぎ遺贈型受益者連続信託における相続税・贈与税について、すべての税負担を収益受益者に課すとしている現在の税制は合理的ではないため、当該信託は今後さまざまな展開が期待できるにもかかわらず、税制がその利用を制限していると思われる。この点の早期是正を期待したい。

信託制度が現実的に機能するためには、受託者となる機関・人材が社会的に育成されることと、信託報酬の低廉化が不可欠である。

前者については、弁護士が受託者としての役割の担い手としての有力な候補であると思われる<sup>(98)</sup>。また、大規模な信託銀行、信託会社のみならず、弁護士等小規模で小回りのきく受託者の担い手が増えることによって、信託報酬の低廉化も実現すると考える。

遺留分減殺請求の対象、減殺請求の相手方、遺留分算定の基礎となる財産の価額の問題については、信託制度と遺留分制度のどちらの制度を優先させるべきか、あるいは、遺言者の意思と遺留分権利者の保護のどちらを優先させるべきかという政策的な問題が根底にあり、最終的には立法による解決が必要であると考えられる。信託制度の利用者の立場からは、法的に明確であることが望まれ、早期に立法による解決が図られることが、信託制度の活用により事業承継の促進を図る上では望ましいと考える。

以上

## 注

- (1) 事業承継の方法としては、親族内事業承継の他、親族以外の者に承継する「親族外事業承継」や、M&Aによる方法等があるが、本稿では親族内事業承継の場合のみを対象とする。
- (2) 本事例は、第一東京弁護士会総合法律研究所遺言信託実務研究部会編『遺言信託の実務』180頁（清文社、2010）記載の事例を参考に作成した。ただし、大幅に簡略化した上で、事実を追加・修正している。
- (3) 本稿において、法律・政令・省令の引用に当たっては次の略号を用いる。

民：民法，会社：会社法，信託：信託法，相法：相続税法，相令：相続税法施行令，措法：租税特別措置法，措令：租税特別措置法施行令，措規：租税特別措置法施行規則，経営承継：中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化

法)、経営承継規:中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(経営承継円滑化法施行規則)。

- (4) 経営承継円滑化法はこのような資金の低利融資制度を設けている(下記Ⅷ参照)。
- (5) 第一東京弁護士会・前掲注(2)181頁。
- (6) 第一東京弁護士会・前掲注(2)181頁。
- (7) 第一東京弁護士会・前掲注(2)182-186頁。
- (8) 第一東京弁護士会・前掲注(2)185-186頁。事業承継計画書の例として、第一東京弁護士会・前掲注(2)186頁、彦坂浩一他著『経営承継円滑化法 徹底解説く施行規則対応版』138頁(ぎょうせい, 2008)、右山事務所編『事業承継対策の法務と税務』44-50頁(新日本法規出版, 2010)参照。
- (9) 第一東京弁護士会・前掲注(2)188頁。
- (10) 慰留分制度の立法趣旨につき、例えば、前田陽一・本山敦・浦野由紀子『民法VI 親族・相続』386-388頁(有斐閣, 2010)、内田貴『民法IV〔補訂版〕親族・相続』504頁(東京大学出版会, 2004)参照。
- (11) 前田他・前掲注(10)394頁。
- (12) 前田他・前掲注(10)391-393頁。
- (13) 大阪高判平成11・6・8高民集52巻1号1頁。前田他・前掲注(10)392頁。
- (14) 前田他・前掲注(10)276頁、安藤朝規「信託と事業活動」永石一郎他編『信託の実務 Q&A』630頁(青林書院, 2010)。
- (15) 前田他・前掲注(10)394頁。
- (16) 最判平成10・3・24民集52巻2号433頁。前田他・前掲注(10)392頁、内田・前掲注(10)507頁、第一東京弁護士会・前掲注(2)202頁参照。
- (17) 前田他・前掲注(10)397頁。
- (18) 最判平成12・7・11民集54巻6号1886頁。前田他・前掲注(10)402頁、内田・前掲注(10)525頁参照。
- (19) 最判昭和57・3・4民集36巻3号241頁。
- (20) 前田他・前掲注(10)399-400頁、内田・前掲注(10)519頁参照。
- (21) 前田他・前掲注(10)400-401頁。
- (22) 前田他・前掲注(10)401頁。
- (23) 彦坂他・前掲注(8)15頁、第一東京弁護士会・前掲注(2)190頁・204頁。
- (24) 経営承継円滑化法はこのような資金の低利融資制度を設けている(下記Ⅷ参照)。
- (25) 経営承継円滑化法の立法の背景については、大山雅巳「〔講演録〕中小企業の事業承継支援」第一東京弁護士会総合法律研究所遺言信託実務研究部会編『遺言信託の実

務』251-280頁（清文社，2010）参照。

経営承継円滑化法の概要については、神崎忠彦他『詳説中小企業経営承継円滑化法と新・事業承継税制』（きんざい，2009），彦坂他・前掲注(8)2—63頁・110—123頁，鳥飼重和『経営承継円滑化法と民法特例の法律実務』（清文社，2008），第一東京弁護士会・前掲注(2)103—110頁・191—196頁，金澤浩志＝吉田伸哉「信託を用いた事業承継」永石一郎他編『信託の実務 Q&A』554頁・559—560頁（青林書院，2010）参照。

中小企業庁は、経営承継円滑化に基づく認定等の申請のためのマニュアル（「中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル」）を作成している。当該マニュアル（最新版は平成22年8月18日改訂版）は、中小企業庁のホームページ（[http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2008/080917shokei\\_manual.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2008/080917shokei_manual.htm)）で入手できる。当該マニュアルには、各種申請について、申請書の記載方法や添付書類等の解説がなされていて便利である。遺留分に関する民法の特例制度については、当該マニュアルの14-38頁に記載されている。

- (26) 彦坂他・前掲注(8)38頁。
- (27) 彦坂他・前掲注(8)38頁。
- (28) 経営承継円滑化法はこのような資金の低利融資制度を設けている（下記Ⅷ参照）。
- (29) 相続税の課税方法については、加藤厚・山口里美監修『わかりやすい相続税・贈与税と相続対策10～11年度』38-50頁（成美堂出版，2010）参照。
- (30) 非上場株式等相続税納税猶予制度については、田中義幸『新・事業承継税制まるごとひとつかみ』（新日本法規出版，2009），坪多晶子『Q&A105 新時代の生前贈与と税務 事業承継税制対応版』134—147頁（ぎょうせい，2009），中小企業庁・前掲注(25)73-211頁，神崎他・前掲注(25)83-268頁，安藤・前掲注(4)643-647頁，右山事務所・前掲注(8)401—442頁，第一東京弁護士会・前掲注(2)197—200頁，彦坂他・前掲注(8)65—108頁・123—138頁，加藤他・前掲注(29)97—98頁参照。
- (31) 右山事務所・前掲注(8)402頁。
- (32) 右山事務所・前掲注(8)434—439頁，田中・前掲注(30)50—51頁参照。
- (33) 生前贈与による事業承継スキームについては，右山事務所・前掲注(8)471—595頁，第一東京弁護士会・前掲注(2)200—209頁，坪多・前掲注(30)127-188頁参照。
- (34) 第一東京弁護士会・前掲注(2)201頁。
- (35) 最判昭和51・3・18民集30巻2号111頁は，「その贈与の時の金額を相続開始のときの貨幣価値に換算した価値をもって評価」と判示している。前田他・前掲注(10)393頁，内田・前掲注(10)507頁，第一東京弁護士会・前掲注(2)203—204頁，彦坂他・前掲注(8)14—15頁。

- (36) 経営承継円滑化法はこのような資金の低利融資制度を設けている（下記Ⅷ参照）。
- (37) 彦坂他・前掲注(8)38頁
- (38) 経営承継円滑化法はこのような資金の低利融資制度を設けている（下記Ⅷ参照）。
- (39) 経営承継円滑化法はこのような資金の低利融資制度を設けている（下記Ⅷ参照）。
- (40) 贈与税については、第一東京弁護士会・前掲注(2)204—206頁、久野幸一『相続と贈与がわかる本 '10～'11年版』11—15頁・159—178頁（成美堂出版、2010年）、加藤他・前掲注(29)52—71頁参照。
- (41) 暦年課税については、第一東京弁護士会・前掲注(2)204—205頁、久野・前掲注(40)220頁、加藤他・前掲注(29)52—59頁参照。
- (42) 経営承継円滑化法はこのような資金の低利融資制度を設けている（下記Ⅷ参照）。
- (43) 相続時精算課税制度については、第一東京弁護士会・前掲注(2)205—206頁、久野・前掲注(40)12—15頁・220頁、加藤他・前掲注(29)60—71頁参照。
- (44) 非上場株式等贈与税納税猶予制度については、彦坂他・前掲注(8)66—108頁・123—138頁、第一東京弁護士会・前掲注(2)206—209頁、安藤・前掲注(4)653頁、坪多・前掲注(30)134—145頁、右山事務所・前掲注(8)323—392頁、第一東京弁護士会・前掲注(2)200—209頁参照。
- (45) 右山事務所・前掲注(8)339頁。
- (46) 加藤他・前掲注(29)98頁。
- (47) 贈与税猶予から相続税猶予への切り替えについては、坪多・前掲注(30)142—143頁参照。
- (48) 坪多・前掲注(30)143頁。
- (49) 遺言代用信託一般については、新井誠『信託法〔第3版〕』484—486頁（有斐閣、2008）、右山事務所・前掲注(8)1583—1584頁・1652—1659頁、第一東京弁護士会・前掲注(2)167頁、東京弁護士会遺言信託研究部寺澤政治他「民事信託の活用—遺言代用信託と後継ぎ遺贈型受益者連続信託の検討—」（法律実務研究第25号233—315頁（2010）（遺言代用信託および後継ぎ遺贈型受益者連続信託の案文が示されている。しかし、遺留分の算定の基礎について鑑定人がどのように評価するか、誰を相手に減殺請求すべきなのか等の問題については「今後解決すべき課題として残されている」（281頁）とし、また、民事信託を活用するにあたりいかなる課税がなされるかは、「本研究部における今後の課題」（312頁）としている。）、野中智子「遺言代用信託」永石一郎他編『信託の実務 Q&A』161—166頁（青林書院、2010）、金澤他・前掲注(25)556頁、安藤・前掲注(4)625—628頁・640—647頁、清水謙一「信託の事業承継への活用」永石一郎他編『信託の実務 Q&A』513—516頁（青林書院、2010）、星田寛「遺言代用信託」

金融・商事判例1261号179—184頁（2007）参照。

- (50) 遺言代用信託を利用した事業承継スキームについては、中小企業庁『信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会における中間整理について～信託を活用した中小企業の事業承継の円滑化に向けて～』3—5頁（平成20年9月1日）（<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2008/080901shintaku.htm>にて入手可能）、安藤・前掲注(4)625—628頁・640—651頁参照。
- (51) 安藤・前掲注(4)625頁。
- (52) 安藤・前掲注(4)625—626頁・641—642頁、清水・前掲注(4)513—514頁、金澤他・前掲注(5)556頁。
- (53) 清水・前掲注(4)516頁。
- (54) 安藤・前掲注(4)643頁。
- (55) 安藤・前掲注(4)643頁。東京弁護士会遺言信託研究部寺澤他・前掲注(4)311頁も、同趣旨の提案を行っている（下記注(9)参照）。
- (56) 遺言代用信託スキームにおける遺留分問題については、東京弁護士会遺言信託研究部寺澤他・前掲注(4)280—282頁、安藤・前掲注(4)626頁・643頁、清水・前掲注(4)514頁参照。
- (57) 例えば、新井・前掲注(4)485頁は、「信託が民法上の規定すべてに優先するということにはならない。遺言代用信託であっても、死因贈与は生前の契約である点で遺贈とは異なるのに、民法が遺贈の規定を準用していること（民554条）に鑑みて、遺贈の規定が類推適用されることとなる。したがって、民法上の遺留分の規定に抵触することは許されない」としている。第一東京弁護士会・前掲注(2)167—168頁、東京弁護士会遺言信託研究部寺澤他・前掲注(4)280頁、安藤・前掲注(4)626頁・643頁、清水・前掲注(4)514頁も同旨。
- (58) 安藤・前掲注(4)626頁・643頁。
- (59) 遺留分減殺請求の対象、減殺請求の相手方、遺留分算定の基礎となる財産の価額については、加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判タ1327号18—27頁（2010）、道垣内弘人「展開講座 さびしがりの信託法 第8回」法教339号82—86頁、道垣内弘人「信託設定と慰留分減殺請求—星田報告へのコメントをかねて」能見喜久編『信託の実務と理論』58—65頁（有斐閣，2009）、飯田富雄「遺言信託に関する考察（その三）」信託20号14—18頁（1954）、水野紀子「信託と相続の相克—とくに遺留分を中心として—」東北信託法研究会編『変革期における信託法 トラスト60研究叢書』103—147頁（非売品，2006）、川淳一「受益者死亡を理由とする受益者連続型遺贈」野村豊弘・床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言

- の解釈』19—31頁（商事法務，2008），川淳一「受益者死亡を理由とする受益者連続型遺贈・補論」野村豊弘・床谷文雄『遺言自由の原則と遺言解釈』141-159頁（商事法務，2008），中小企業庁・前掲注(50)11—12頁，星田・前掲注(49)179—184頁参照。
- (60) この分類の①と②は，加藤・前掲注(59)21—24頁に基づいた。
- (61) 道垣内「信託設定と遺留分減殺請求—星田報告へのコメントをかねて」前掲注(59)64—65頁，道垣内「公開講座 さびしがりの信託法第8回」前掲注(59)85—86頁，飯田・前掲注(59)16頁。
- (62) 新井・前掲注(49)487—488頁は，受託者と受益者の双方が相手方となるとする。
- (63) 加藤・前掲注(59)24頁。中小企業庁・前掲注(50)11-12頁も類似の結論であるが，①の場合に受益者に加えて受託者も遺留分減殺請求の相手方とする必要があるとする。
- (64) 清水謙一「信託設定にともなう相続税・贈与税の課税関係」永石一郎他編『信託の実務 Q&A』506—512頁（青林書院，2010），右山事務所・前掲注(8)1624—1627頁。
- (65) 清水・前掲注(64)516頁。
- (66) 安藤・前掲注(4)643—647頁。
- (67) 中小企業庁・前掲注(50)13頁，安藤・前掲注(4)646—647頁・650頁。
- (68) 遺言代用信託分離型スキームについては，安藤・前掲注(4)626—628頁・647—651頁，清水・前掲注(49)514—516頁，中小企業庁・前掲注(50)4—5頁参照。
- (69) 清水・前掲注(49)516頁。
- (70) 信託財産の税法上の評価方法については，清水謙一「信託財産の税務上の評価と受益者連続型信託の税務上の留意点」永石一郎他編『信託の実務 Q&A』518—522頁（青林書院，2010），奥村真吾『信託法の活用と税務』228—240頁（清分社，2008），平川忠雄編『新しい信託の活用と税務・会計』266—280頁（ぎょうせい，2007），税理士法人 UAP・株式会社 UAP 信託編『詳解信託の税務』90—99頁（中央経済社，2009）参照。
- (71) 新井・前掲注(49)67—68頁。
- (72) 他益信託非分離型スキームについては，第一東京弁護士会・前掲注(2)77—78頁，清水・前掲注(49)516—517頁，安藤・前掲注(4)628—631頁・651—654頁，中小企業庁・前掲注(50)5—6頁参照。
- (73) 他益信託分離型スキームについては，安藤・前掲注(4)630頁・652頁参照。
- (74) 安藤・前掲注(4)652—654頁。
- (75) 安藤・前掲注(4)653頁。
- (76) 後継ぎ遺贈型受益者連続信託については，東京弁護士会遺言信託研究部寺澤他・前掲注(49)259—310頁，富永祐祐「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」永石一郎他編『信託



の実務 Q&A』167—171頁（青林書院，2010），金澤他・前掲注(2)557—558頁，第一東京弁護士会・前掲注(2)155—158頁，右山事務所・前掲注(8)1585—1586頁・1628—1632頁，新井・前掲注(49)218—219頁，中小企業庁・前掲注(50)6—7頁参照。

- (77) 但し，新井・前掲注(49)487頁注(30)は「後継ぎ遺贈型受益者連続信託と遺言代用信託との組み合わせが許容されるか否かについては定かではない」とする。
- (78) 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の課税関係については，清水謙一「信託財産の税務上の評価と受益者連続型信託の税務上の留意点」永石一郎他編『信託の実務 Q&A』518—522頁（青林書院，2010），右山事務所・前掲注(8)1628—1632頁，奥村・前掲注(70)228—240頁，平川・前掲注(70)271—276頁参照。
- (79) 相続税法基本通達 9 の 3—1 は，以下のとおり規定する。

受益者連続型信託に関する権利の価額は，例えば，次の場合には，次に掲げる価額となることに留意する。（平19課資 2—5 により追加）

- (1) 受益者連続型信託に関する権利の全部を適正な対価を負担せず取得した場合 信託財産の全部の価額
- (2) 受益者連続型信託で，かつ，受益権が複層化された信託（以下 9 の 3—3 までにおいて「受益権が複層化された受益者連続型信託」という。）に関する収益受益権の全部を適正な対価を負担せず取得した場合 信託財産の全部の価額
- (3) 受益権が複層化された受益者連続型信託に関する元本受益権の全部を適正な対価を負担せず取得した場合（当該元本受益権に対応する収益受益権について法第 9 条の 3 第 1 項ただし書の適用がある場合又は当該収益受益権の全部若しくは一部の受益者等が存しない場合を除く。） 零

（注） 法第 9 条の 3 の規定の適用により，上記(2)又は(3)の受益権が複層化された受益者連続型信託の元本受益権は，価値を有しないとみなされることから，相続税又は贈与税の課税関係は生じない。ただし，当該信託が終了した場合において，当該元本受益権を有する者が，当該信託の残余財産を取得したときは，法第 9 条の 2 第 4 項の規定の適用があることに留意する。

- (80) 事業信託については，安藤朝規「事業信託による事業承継」新井誠・神田秀樹・木南敦編『信託法制の展望』331—350頁（日本評論社，2011），安藤・前掲注(4)631—637頁・655—668頁参照。
- (81) 安藤・前掲注(4)654頁。
- (82) 安藤・前掲注(80)337—338頁。
- (83) 事業信託スキームの内容については，安藤・前掲注(4)657—658頁・662—663頁・667—668頁，安藤・前掲注(80)334・337—339頁・341頁・345—346頁参照。

- (84) 事業信託における課税問題については、安藤・前掲注(80)339—341頁、安藤・前掲注(14)666—667頁参照。
- (85) 安藤・前掲注(80)339—340頁。
- (86) 会社法の株式に関する規定を利用する方法については、安藤・前掲注(14)621—624頁、右山事務所・前掲注(8)821—914頁、第一東京弁護士会・前掲注(2)78頁、坪多・前掲注(30)164—169頁参照。
- (87) 安藤・前掲注(14)621—622頁。
- (88) 第一東京弁護士会・前掲注(2)78頁、安藤・前掲注(14)622頁。
- (89) 第一東京弁護士会・前掲注(2)78頁。
- (90) 安藤・前掲注(14)622頁。
- (91) 右山事務所・前掲注(8)872頁。
- (92) 安藤・前掲注(14)622頁。
- (93) 右山事務所・前掲注(8)872頁。
- (94) 安藤・前掲注(14)623頁。
- (95) 経営承継円滑化法に基づく金融支援については、第一東京弁護士会・前掲注(2)209—215頁、彦坂他・前掲注(8)44—63頁、右山事務所・前掲注(8)201—209頁参照。
- (96) 第5表は右山事務所・前掲注(8)204頁を引用（但し、一部筆者が追加・修正をした）。
- (97) 申請手続の詳細については、中小企業庁・前掲注(25)39—72頁参照。
- (98) この点につき、東京弁護士会遺言信託研究部の次の提言が注目される。

「そもそも、財産管理に伴う法律実務を取り扱うのは本来的に弁護士の役割である。弁護士は、法律事務を行うについては、弁護士法上刑事罰を伴う規制を含め種々の行為規制がなされているばかりでなく、弁護士として加入が強制されている弁護士会の会規による規制が及んでおり、これらの行為規範に違反した行為に対しては、弁護士会による厳格な制裁措置を伴う懲戒制度が設けられている。したがって、法律事務に伴う弁護士による信託の引受けが許容されるよう、信託業法の前記規制〔引用者注：信託業法により信託業が免許制であり、現在のところ信託銀行と信託会社に限られていること〕が見直されるべきであろう。また、弁護士会においても、受託者となった弁護士が信託目的の達成前に死亡する場合に後任の弁護士を紹介する仕組みの創設などを検討する必要があるものと思われる。」（東京弁護士会遺言信託研究部寺澤他・前掲注(49)311頁）。

以上